

令和7年度

# 助成事業の要綱



一般社団法人富山県トラック協会

各種助成事業の要綱及び申請等については富山県トラック協会ホームページ

<https://www.toyamatrucking.or.jp/member/josei/>

をご覧ください。

## 目次

助成金交付手続きに係る注意事項	P 1～P 2
<b>1 車両に関する助成事業</b>	
① AT車・AMT車導入助成事業	P 3
② アイドリングストップ支援機器導入助成事業	P 6
③ 安全装置等導入促進助成事業	P 12
④ ドライブレコーダー機器導入促進助成事業	P 28
⑤ 可動式突入防止装置導入助成事業	P 46
⑥ 転落災害防止用昇降設備等導入助成事業	P 49
⑦ エコタイヤ導入促進助成事業	P 53
⑧ 携帯型アルコール検知器導入助成事業	P 58
⑨ 環境対応車導入促進助成事業	P 63
<b>2 ドライバー等に関する助成事業</b>	
① 健康診断受診促進助成事業	P 81
② 脳健診(脳ドック・脳MRI)受診促進助成事業	P 85
③ 免許等取得促進助成事業	P 88
④ ドライバー等安全教育訓練助成事業	P 93
⑤ 睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成事業	P 98
⑥ 血圧計導入促進助成事業	P 103
⑦ 中小企業大学校講座促進受講助成事業	P 108
⑧ 運転経歴証明書交付手数料助成事業	P 112
<b>3 経営に関する助成事業</b>	
① 働きやすい職場認証制度取得助成事業	P 117
② 自動点呼機器導入促進助成事業	P 120
③ 自家用燃料供給施設整備支援助成事業	P 123
<b>4 各種助成事業添付書類一覧</b>	P 130
<b>5 令和7年度助成金の交付(振込)について</b>	P 131

## 助成金交付手続きに係る注意事項

- 事業実行前に必ず各種助成事業要綱をお読みください。
- 助成対象者は、定款第5条第1号で規定する正会員であって、会費の未納が無い方  
※ただし、正会員であっても富山県内に使用の根拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象外
- 各助成事業の申請総額が各予算額を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行います。  
※申請状況は、随時ホームページ上で公表します。

### 【助成対象期間】

令和7年4月1日から令和8年2月20日の間に導入または取得および支払いを行ったものであって、かつ、導入日（取得日）か支払日のいずれか遅い日から30日以内（月毎にまとめて都度申請）または各要綱で定める提出期限のいずれか早い日までに申請されたものが対象となります。（※健康診断は1会員1回限りの申請のため最終受診・支払い完了後、期間内に提出）

助成対象期間外の導入（取得）、支払い等は対象外となります。

### 【請求書等について】

装置（機器）の型式等を指定しているものは、請求書等に型式・金額等を明記。

### 【領収書等について】

支払いを確認できる書類（領収証もしくは振込金受取書）が必要。

#### ◆ インターネットバンキングで振込された場合

振込先・振込金額・振込指定日が確認でき、かつ、振込指定日に引き落としが確認できる書類（入出金明細書等）。

#### ◆ クレジットカード（法人名義）決済の場合

決済されたことを証明する書類（通帳のコピー等）。

**※ 個人のクレジットカードでの支払いは対象外**

#### ◆ 手形で支払う場合

決済されたことを証明する書類（手形番号や決済期日が記載された手形控え、当座勘定照合表）。

**※ 決済期日が、令和8年2月20日以前であることが必要**

## 【リース・割賦購入に係る手続きについて】

### ◆ リースによる導入の場合

リース契約書で装置（機器）の明細や価格・型式、自動車登録番号・車台番号等が確認できない場合は、別に自動車検収完了証やリース物件借受証、付属品明細書等。

**※ リース開始日が令和8年2月20日以前であることが必要**

### ◆ 割賦購入による導入の場合

割賦販売契約書で装置（機器）の明細や価格・型式、自動車登録番号・車台番号等が確認できない場合は、別に物件受領証や付属品明細書等。

**※ 支払開始日が令和8年2月20日以前であることが必要**

## 【導入財産処分について】

助成金によって導入した財産等には処分制限期間があります。  
各交付要綱の要件や手続き上の制約などを充分にご理解下さい。

# AT車・AMT車導入助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目的)

第1条 一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行うAT車・AMT車導入に係る助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、人材の育成・確保につなげることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における「オートマチックトランスミッショントラック（以下、「AT車」という。）又はオートマチック・マニュアルトランスミッショントラック（以下、「AMT車」という。）」とは、オートマチックトランスミッション又はオートマチック・マニュアルトランスミッションを搭載した事業用貨物自動車で、車検証上の燃料の種類が軽油かつ自動車の種類が普通の車両をいう。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車であって、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たに新車によりAT車又はAMT車を購入（一括、割賦）又はリースで導入し支払いを完了した（リースの場合はリース開始日、割賦購入の場合は支払開始日が令和8年2月20日以前であることが必要）、定款第5条第1号で規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 一会員あたりの助成限度台数は1台までとする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、AT車又はAMT車1台10万円を限度に予算の範囲内で交付する。

## (助成金の請求並びに提出期限)

第5条 会員は、車両の導入、支払いを完了したときは、登録完了年月日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

(1) 車両導入にかかる請求書、領収書の写し（車両の登録番号、型式が記載されたもの、リ

- ースの場合はリース契約書の写し、割賦購入の場合は割賦販売契約書の写し)
- (2) 導入した車両（以下「導入対象車両」という。）の自動車検査証記録事項の写し
  - (3) その他必要と認める書類

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

#### **(助成金の交付)**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### **(助成金の返還及び機器の処分の制限)**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該車両が導入の日から起算して4年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき
- (4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

3 会員は、4年を経過するまでの期間は、対象車両を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供し、又は対象車両の使用の本拠の位置を富山県以外に変更してはならない。ただし、あらかじめ「車両処分承認申請書（第2号様式）」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

#### **(報告)**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### **(その他必要な事項)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

#### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

**(附 則)**

第1条 この要綱は、令和2年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

# アイドリングストップ支援機器導入助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行うアイドリングストップ支援機器導入助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）と協力して、交通環境対策の一環として取り組んでいるアイドリングストップ運動をより効果的に推進することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱における「アイドリングストップ支援機器（以下、「機器」という。）」とは、トラックドライバーが休憩、荷待ち等におけるエンジン停止時に相当時間連続して使用可能な車載用冷暖房機器で、次の各号に掲げるものとし、別表に示すものとする。

- (1) エアヒーター
- (2) 車載バッテリー式冷房装置

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たに機器を購入（一括、割賦）又はリースで取り付けし支払いを完了した（リースの場合はリース開始日、割賦購入の場合は支払開始日が令和8年2月20日以前であることが必要）、定款第5条第1号で規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 一会員あたりの助成台数はそれぞれ7台を上限とする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、機器の導入価格（取付費用を含み、消費税を含まない。）の2分の1（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て）とし、予算の範囲内で交付する。

ただし、機器導入価格の2分の1の金額が次の上限額を超える場合は、その上限額とし、国等の補助金及び助成金の合計が機器の導入価格を超えない範囲で交付する。

- (1) エアヒーターは、6万円を上限とする。
- (2) 車載バッテリー式冷房装置は、8万円を上限とする。

## (助成金の請求並びに提出期限)

第5条 会員は、機器の装着、支払いを完了したときは、装着完了日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内（月毎にまとめて都度提出）又は当該助成金の交付を申請する日の属す

る会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

- 2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。
  - (1) 機器の導入にかかる請求書、領収書の写し（導入した車両の車体番号又は登録番号、メーカー名、装置型式、費用等が記載されたもの、リースの場合はリース契約書、割賦購入の場合は割賦販売契約書の写し）
  - (2) 機器を装着した車両（以下「装着対象車両」という。）の自動車検査証記録事項の写し
  - (3) その他必要と認める書類
- 3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

#### **（助成金の交付）**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### **（助成金の返還及び機器の処分の制限）**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

- 2 会員又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該機器が装着の日から起算して6年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。
  - (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
  - (2) 事故又は火災等により当該機器が使用できなくなったとき
  - (3) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき
  - (4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

- 3 会員は、6年を経過するまでの期間は、対象機器を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供し、又は装着対象車両の使用の本拠の位置を富山県以外に変更してはならない。ただし、あらかじめ「機器処分承認申請書（第2号様式）」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

#### **（報告）**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

### **(その他必要な事項)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

### **(附 則)**

第1条 この要綱は、平成17年8月29日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 この要綱は、平成18年9月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 この要綱は、平成19年6月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 この要綱は、平成20年5月27日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 この要綱は、平成20年8月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 この要綱は、平成21年4月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 この要綱は、平成22年4月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 この要綱は、平成23年4月1日より実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

第2条 改正前の要綱（平成24年3月29日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改正前の要綱（平成26年3月19日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改正前の要綱（平成27年3月23日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改定前の要綱（平成28年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改定前の要綱（平成29年3月13日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

- 第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。  
第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の

例によるものとする。

# アイドリングストップ支援機器一覧

別紙

令和7年4月1日現在

## ◎エアヒーター

メーカー名	機器名・型式
ベバストサーモアンドコンフォートジャパン	ベバストヒーター AT2000STC
エバスペヒャー ミクニメットコントロール システムズ	エアトロニック D2L
クロコアートファクトリー	BRANOエアヒーター ATESO ALFA D2

## ◎車載バッテリー式冷房装置

メーカー名	機器名・型式
太陽工業	エアースタイル
ベバストサーモアンドコンフォートジャパン	ベバストクーラー Cool Split20 Top/Back
	Cool Split 20 Evo 4810194 * (バックタイプ)
	Cool Split 20 Evo 4810195 * (トップタイプ)
いすゞA&S	ISC-1800W i-cool+ (アイクール プラス)
	i-Cool mini (アイクール ミニ)
	i-Cool Hi (アイクール ハイ) ISC-2200W
	i-Cool Mini II (アイクールミニツー) ISC-1600W
エバスペヒャー ミクニクライメットコントロール システムズ	クールトロニック 9457001
	クールトロニック 9457321
	クールトロニック 9457322
	クールトロニック 9457323
	クールトロニック1600BW Cooltronic1600BW
ホワイトハウス	クールトロニック
スカニアジャパン	Bycool Compact3.0
HS THERMO	HS THERMOクーラー グッドエア(TOP) GA-35SR
	HS THERMOクーラー グッドエア(BACK) GA-35SW
	HS THERMOクーラー グッドエア(MONO) GA-35AR
デンソーソリューション	トラック用停車時クーラー Everycool 448107-913*

(注) 型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

# 安全装置等導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、安全装置等導入促進にかかる助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）と協力して、事業用トラックの交通事故ゼロを目指すため、危険予測に効果があると思われる安全装置等の普及をはかることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における安全装置等（以下「装置」という。）とは、次の各号に掲げる機能を有するものとし、別紙に示すものとする。なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。

- (1) 後方視野確認支援装置
- (2) 側方衝突監視警報装置
- (3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置
- (4) IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器
- (5) 大型用（「600N・m」以上の締め付け能力を有する）トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む。）

※（2）については、車両総重量7.5トン以上の事業用貨物自動車の左側方に導入した場合に限る。ただし、トラクタ・トレーラに装着の場合は、トラクタの第5輪荷重が8.5トン以上の事業用貨物自動車に限る。

※（4）については、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入する場合に限る。

※（5）については、車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限る。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たに装置を購入（一括、割賦）又はリース（トルク・レンチは除く）で導入、支払いを完了した（リースの場合はリース開始日、割賦購入の場合は支払開始日が令和8年2月20日以前であることが必要）、定款第5条第1号で規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 一会員あたりの助成台数はそれぞれ7台を上限とし、大型用トルク・レンチについては、

1 事業所 1 台とする。

3 携帯型アルコール検知器導入助成金との併用は不可。

#### **(助成金の交付額)**

第 4 条 前条の助成金の交付額は、装置の導入価格（取付費用を含み、消費税を含まない。）の 2 分の 1（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て）とし、予算の範囲内で交付する。

ただし、装置導入価格の 2 分の 1 の金額が次の上限額を超える場合は、その上限額とし、国等の補助金及び助成金の合計が機器の導入価格を超えない範囲で交付する。

(1) 後方視野確認支援装置は、3 万円を上限とする。

(2) 側方衝突監視警報装置は、10 万円を上限とする。

(3) 呼気吹き込み式アルコールインターロック装置は、3 万円を上限とする。

(4) IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器は、2 万円を上限とする。

(5) 大型用トルク・レンチは、3 万円を上限とする。

ただし、両方の機能を有する装置を同時に導入する場合の取付費用は、取付費用を区分して計上するか、いずれか片方に計上すること。

#### **(助成金の請求並びに提出期限)**

第 5 条 会員は装置の装着、支払いを完了したときは、導入完了日又は支払日のいずれか遅い日から 30 日以内又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の 2 月 20 日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

(1) 装置の装着にかかる請求書、領収書の写し（装着した車両の車体番号又は登録番号、メーカー名、装置型式、費用等が記載されたもの、リースの場合はリース契約書、割賦購入の場合は割賦販売契約書の写し）

(2) 装置を導入した車両（以下「装着対象車両」という。）の自動車検査証記録事項の写し  
※ IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用するアルコール検知器を導入する場合報告台数分、トルク・レンチの場合事業所ごと 1 台分の自動車検査証記録事項を提出)

(3) その他必要と認める書類

3 協会は、第 1 項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

### **(助成金の交付)**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン受理した場合は、速やかにその報告を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

### **(助成金の返還及び装置の処分の制限)**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該装置が装着の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき
- (4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

3 会員は、1年を経過するまでの期間は、対象装置を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供し、又は装着対象車両の使用の本拠の位置を富山県以外に変更してはならない。ただし、あらかじめ「装置処分承認申請書(第2号様式)」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

### **(報告)**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

### **(その他必要な事項)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成18年7月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成19年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成20年5月27日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成28年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成29年3月13日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

## 令和7年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和7年4月1日現在  
(50音順)

## ◆後方視野確認支援装置

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
アールアンドピー	ルームミラー取付タイプ カラーバックカメラセット	BE-RV200-RA	セット	
		BE-RV200-RB	セット	
		BE-RV141-RA	セット	
		BE-RV141-RB	セット	
	バック&サイドカメラシステム	BE-RV141AO-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AW-RA/RB	セット	2カメラ搭載
		BE-RV141AT-RA/RB	セット	3カメラ搭載
		BE-RV141AQ-RA/RB	セット	4カメラ搭載
		BE-RV141AOTR-RA/RB	セット	1カメラ搭載
		BE-RV141AWTR-RA/RB	セット	2カメラ搭載
アース電機	360° 3Dカメラシステム&7インチモニターセット	BI-4000	セット	R5.8月追加 4カメラ搭載
アグレクション	SAKIGAKEバックカメラ	PNX-F715K-T	セット	R3.9月型番変更 旧型番:PNX-F715-T
アルファ・デポ	バックモニターシステム	AP-4300/S	セット	
		HIT-711	セット	
		HIT-712	セット	
		HIT-714	セット	
いすゞ自動車	バックアイカメラ・モニター	CC-6352(カメラ)	カメラ単体	R6. 10月追加
		CR-8500(カメラ)	カメラ単体	R6. 10月追加
		CJ-7800/CJ-7800C (モニター)	モニター単体	R6. 10月追加 CC-6352またはCR-8500 とセット
	電子インナーミラー	CMS1911	モニター単体	R6. 10月追加 CC-6352とセット
市光工業	セーフティビジョン	ST-9****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST-9**」、「ST-9****」、「ST-9****」
		ST-5****	モニター単体	R4.10型式変更 搭載車両により、「ST-5**」、「ST-5****」、「ST-5****」
		STR-1**	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-1**FS	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-1B0PR	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-190GG	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
	カラー液晶モニター 据置型	ST-900D	モニター単体	
		ST-500D	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-100D	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-2**T	モニター単体	
		STR-2B0PRT	モニター単体	
		STR-290GGT	モニター単体	
		STR-2A0FST	モニター単体	
		STR-200DT	モニター単体	
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター 据置型	STR-2**N	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-2B0PRN	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-290GGN	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-2A0FSN	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
		STR-200DN	モニター単体	R7.3月廃止(販売終了)
8型HDカラーモニター	HT-1****	モニター単体	搭載車両により「HT-1**」 「HT-1***」「HT-1****」。 例)HT-1A0、HT-1A0FS 等。	
7型HDカラーモニター	HT-2****	モニター単体	R5. 8月追加 搭載車両により「HT-2**」 「HT-2***」「HT-2****」	

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
	ドライブレコーダー一体型7型 HD対応液晶モニター	STR-3****	モニター単体	R0.10月追加 搭載車両により「STR-3**」「STR-3***」「STR-2****」
	後方用カメラ	XC-400A	カメラ単体	
		XC-420A	カメラ単体	
		KC-450A	カメラ単体	
		HC-450A	カメラ単体	
	3Dサラウンドマルチビュー	TSM-100	カメラ単体	R1.11月追加
		TSM-200	カメラ単体	R2.2月追加、中大型用
	小型HDカラーカメラ	HX-100A	カメラ単体	R1.10月追加
HX-300A		カメラ単体	R6.7月追加	
シャッター付きHDカラーカメラ	HX-220A	カメラ単体	R3.11月追加	
HDカラーカメラ	HX-200A	カメラ単体	R3.11月追加	
INBYTE	車輻安全管理システム サラウンドカメラ	SVR-7004T	セット	R2.2月追加
	車輻安全管理システム サラウンドビュー	SVS-6004T	セット	R2.3月追加
	側方/後方事故防止AIカメラシステム i9	i9	セット	R5.2月追加
	後方事故防止AIカメラシステム i8	i8	セット	R5.2月追加
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	後方視野確認支援装置(シャッターカメラ&モニターセット)	WTJ-SS	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(ミニキューブカメラ&モニターセット)	WTJ-MT	セット	R1.7月追加
	後方視野確認支援装置(IR広角カメラ)	WTJ-A3	セット	R2.11月追加
	後方視野確認支援装置(小型広角カメラ)	WTJ-A8	セット	R2.11月追加
	SVM360サラウンドビューモニタリングシステムモニターセット	SVM360-BT10	セット	4カメラ搭載 R1.7月追加
エフ・アール・シー	リアビュー・カメラシステム	RV-500CS	セット	
		RV-B705	セット	R6.8月追加
	トラック専用	RV-507CS	セット	
		RV-509CS	セット	R5.12月廃止(製造終了)
		RV-510CS	セット	R5.12月廃止(製造終了)
	平ボディ専用 リアビュー・カメラシステム	RV-507FB	セット	
		RV-507FB II	セット	R5.12月追加
		RV-509FB	セット	R5.12月廃止(製造終了)
		RV-510FB	セット	R5.12月廃止(製造終了)
	平ボディ用AHD対応 リアビュー・カメラシステム	RV-517FB	セット	R2.3月追加
		RV-527FB	セット	R2.3月追加
		RV-BA710	セット	R6.8月追加
		RV-BA720	セット	R6.8月追加
	トラック専用 リア/サイドビュー・カメラシステム	SRV-700CS	セット	R2.3月型式訂正
SRV-900CS		セット	R2.3月型式訂正 R5.12月廃止(製造終了)	
SRV-1000CS		セット	R2.3月型式訂正 R5.12月廃止(製造終了)	
AHD 対応 リアビュー・カメラシステム	RV-577CS	セット	R3.6月追加	
	RV-BA770	セット	R6.8月追加	
ORLACO	ORLACO	Set Orlaco RLED Monitor with Camera	セット	※別紙「ORLACO社製後方視野確認支援装置の助成対象の確認について」にてセット内容を確認。
KWD	リアカメラ	NRS-200T0-L	カメラ単体	R6.9月追加 KWD社製の側方視野確認支援装置コーナービジョンのCVD-H207-*** 又は CVD-H210-***のセットのオプションカメラ
キャストレード	CT120M/バックカメラモニタセット	CT120M-SET01	セット	
		CT120M-SET02	セット	
	カラーモニター	CJ-5600*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-5605*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-7000*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-7100*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
クラリオン		CJ-7300*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-7600*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CJ-981*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
	車載用後方モニター	CJ-7620*(-*)	モニター単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
	7型HD対応モニター	CJ-7800*(-*)	モニター単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
	7型HDモニター	TY-4000*(-*)	モニター単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
	後方確認カメラ	CC-1060*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-1601*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-3000*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-6100*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-6110*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-6500*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-6600*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-6601*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-6650*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
	安全後方確認カメラ	CC-1065*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-3100*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-6300*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-6352*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
		CC-7202*(-*)	カメラ単体	R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」
シャッター付HDカメラ	CR-8500*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」	
シャッターなしHDカメラ	CR-8600*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9月仕様変更(型式名変更)「*」又は「*-*」	
LED付小型HDカメラ	TY-3000*(-*)	カメラ単体	R2.11月追加 R4.9仕様変更(型式名変更)	
小型HDカメラ	CR-8700*(-*)	カメラ単体	R4.9月追加 「*」又は「*-*」	
コシダテック	車両後方・側方確認カメラシステム	CM-6010	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-6020	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7220	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM-7230	モニター単体	三菱電機製 R1.11月追加
		CM6010R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM6020R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7220R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
		CM7230R	モニター単体	菱和製 R1.11月追加
	車両後方・側方安全確認カメラシステム	HM-8000*	モニター単体	R4.7月追加 R6.8月仕様変更 *は文字のないものもある
	車両後方・側方確認カメラシステム	C-700	カメラ単体	R1.11月追加
車両後方・側方安全確認カメラシステム	C-800	カメラ単体	R4.7月追加	
GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム	ZMC1-SQH44N-W9	セット		
	ZMC1-SQH44SN-W9	セット		
	ZMC1-SQH44N-ZB	セット		
	ZMC1-SQH44SN-ZB	セット		
	ZMC1-RVC37-SQH44N	セット		
	ZMC1-RVC37-SQH44SN	セット		
GANZ AUTOMOTIVE	ZMC1-SQH44N	セット		

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
CBC	バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-SQH44SN	セット	
	GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(2CH)	ZMC2-SQH44N-25	セット	
		ZMC2-SQH44N-32	セット	
		ZMC2-SQH44SN-25	セット	
		ZMC2-SQH44SN-32	セット	
GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(3CH以上)	ZMC1-RVC27-SQ44N	セット		
GANZ AUTOMOTIVE バックカメラシステム(1CH)	ZMC1-RVC27N-SQH44NN	セット	R3.5月追加	
ジェットイノウエ	超広角カメラ&7インチ高精細モニターセット	GX-00*	セット	R2.3月仕様変更、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
		GX-10*AHD	セット	R2.3月追加、*は商品ごとに1~3の数字が入ります
	超広角ミニバックカメラ&7インチモニターセット	GX-010	セット	R2.9月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	GX-111AHD	セット	R5.8月追加
シルバーアイ	集音マイク付バックカメラ 7インチモニターセット	CM-708DR2	セット	R2.7月追加
	360° 俯瞰システム	INO-8310-7M	セット	R2.11月追加
	130万画素 高画質バックカメラ セット(シャッター付)	RV-760D2	セット	R2.11月追加
	融雪カメラ	SC-1200	カメラ単体	R5.12月追加
シンクウェアジャパン	バックカメラ	TWC1-TCV100	セット	
		TWC1-M90C	セット	R3.6月追加
	GANRIKIバックカメラ (モニターセット、広角カメラ)	TWC1-TCV200	セット	R4.8月追加
スカニアジャパン	リアビューシステムキット	2545702	セット	
	フロントアンドリアビューシステムキット	2545703	セット	
スティラジャパン	バックカメラモニターセット	STJ-CB01	セット	R6.2月追加
スマートバリュー	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	SV-101AHDS	セット	R3.5月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニター&コンバーターセット	SV-101AHDSC	セット	R3.5月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニターセット	SV-111AHDS	セット	R5.8月追加
	アナログハイビジョンカメラ&モニター&コンバーターセット	SV-111AHDSC	セット	R5.8月追加
辰巳屋興業	SRバックカメラモニターキット	SR-S05	セット	R2.5月追加
		SR-S11	セット	R2.5月追加
		SR-S05-DR	セット	R3.11月追加
		SR-S11-DR	セット	R3.11月追加
	SRバックカメラモニターキット(シャッター付カメラ)	SR-S06	セット	R2.10月追加
樋屋ヤック	バックモニターセット	XC-M9SA	セット	
		XC-M9MA	セット	
		XC-M9LA	セット	
		XC-M9XA	セット	
		XC-M9YA	セット	
		XC-M9S	セット	
		XC-M9M	セット	
		XC-M9L	セット	
		XC-M9X	セット	
		XC-M9Y	セット	
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M1*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M1*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
	カメラ&7インチモニターセット	XC-M2*	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。
		XC-M2*A	セット	*には、S,M,L,X,Yのいずれかが入る。 末尾のAは、ルームミラー取り付けブラケット付き。
	宙雨後古確認カメラシステム	TCIBC-0001	セット	R4.9月追加

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
TCI	手回式カメラ	TCIBC-0002	セット	R4.9月追加
	人検知AIカメラ& 防水7インチモニターセット	AIBC-1001S	セット	R6.4月追加
		AITC-1001S	セット	R6.5月追加
東海クラリオン	elpis SMART MIRROR	SM-1900-T115	セット	R4.7月廃止
		SM-1900-T160	セット	R4.7月廃止
	7型液晶カラーモニター	CS-7222R	モニター単体	R3.11月追加 CS-5101R(カメラ)とセット販売
	AHDカメラ	CS-5101R	カメラ単体	R3.11月追加 CS-7222R(モニター)とセット販売
ドリームメーカー	7インチ液晶モニター&バックカメラ	MT070RAA	セット	R3.4月廃止
	7インチ液晶モニター&バックカメラ トレーラーセット	MT070RAA-TR01	セット	R3.4月廃止
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ	MT070RCA1	セット	
		MT070RCA2	セット	
	7インチ液晶モニター&小型バックカメラ トレーラーセット	MT070RCA1-TR01	セット	
		MT070RCA2-TR01	セット	
	7インチモニター&赤外線バックカメラ	MT070RDA	セット	R1.9月追加
	7インチモニター&赤外線バックカメラ トレーラーセット	MT070RDA-TR01	セット	R1.9月追加
9インチ液晶モニター&バックカメラセット	MT090NV	セット	R3.11月追加	
日本ビューテック	ALL VIEW MONITOR (オールビューモニター)	AVM-348	セット	R2.9月追加
		ATA-AVM-S10	セット	R4.11月追加
	リアビューモニター	TKV-S20	セット	
		TKV-S30	セット	
		VA-S50	セット	
	ナイスビューモニター	VW-S20	セット	
		VW-SN20	セット	
		VH-S20	セット	
		VH-SN20	セット	
	ナイスビューモニター 2カメラシステムセット	VH-S20/2	セット	
	小型CMOSカメラ	CCN-115-05	セット	R5.7月追加
	カラーモニター	VH-M20	モニター単体	
	カメラ単体	VW-C20W	カメラ単体	
		VH-C20W	カメラ単体	
		VH-C30W	カメラ単体	
		VH-SC20W	カメラ単体	
		VH-SC30W	カメラ単体	
VH-CN20		カメラ単体		
VP-C10W-5		カメラ単体		
Heavy Duty CAMERA	CCN-716-IR	カメラ単体	R2.9月追加	
日本セラミック	OSDソナーシステム	E215-TM00	セット	
		E215-TS00	セット	
ネクストリンク	超広角バックカメラ&7インチ高精細モニターセット	NL-101AHDS	セット	R3.5月追加
	超広角バックカメラ&7インチ高精細モニターセット(変換コンバーター連結配線セット)	NL-101AHDSC	セット	R3.5月追加
パーマンコーポレーション	バック・カメラ	PBC120(品番1120030000)	セット	R6.7月仕様変更 ※トラック協会助成対象の品番追加(インターネットからの購入は対象外)
		PRM745	セット	R5.4月廃止・販売終了
		PRM74S	セット	R5.4月廃止・販売終了
	バック・カメラ ルームミラーモニタータイプ	PRM70J(品番1120570000)	セット	R3.1月追加 R6.7月仕様変更 ※トラック協会助成対象の品番追加(インターネットからの購入は対象外)

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考	
	バックカメラ ルームミラーモニタータイプ サイドカメラ付	PRM70S(品番1120580000)	セット	R3.1月追加 R6.7月仕様変更 ※トラック協会助成対象の 品番追加(インターネットか らの購入は対象外)	
	バックカメラ ノンシャッターカメラ ルームミラータイプ	PRM12+	セット	R4.9月追加・R5.4月廃止・ 販売終了	
日野自動車	モニターディスプレイ	86110-E0081	モニター単体		
		CJ-7620J	モニター単体		
		CJ-7620J-A	モニター単体		
	後方カメラ(シャッター無し)	S0858-E1050	カメラ単体		
		CC-6600B	カメラ単体		
		CC-6600B-*	カメラ単体		
	後方カメラ(シャッター付き)	S0858-E1051	カメラ単体		
		CC-6500B	カメラ単体		
		CC-6500B-*	カメラ単体		
	電子インナーミラー	87810-37150	モニター単体		
		MDS-OTS3*	モニター単体	R6. 6月型式名変更	
		86790-37020	カメラ単体		
	モニターディスプレイ& 後方カメラセット	CM073*-**	カメラ単体	R6. 6月型式名変更	
		CJ-7800*(-*)	モニター単体	R6. 6月追加 「*」又は「**」	
		CR-8600*(-*)	カメラ単体	R6. 6月追加 「*」又は「**」	
MDS-OTS3* CM090*-**		セット	MDS-OTS3*はモニター、 CM090*-**はカメラ		
三菱電機	カービジョン ルームミラー型モニター	CM-6000	モニター単体		
		CM-7200	モニター単体		
		CM-7200A	モニター単体		
		CM-7210	モニター単体		
		CM-7220	モニター単体		
		CM-7230	モニター単体		
		CM-6010	モニター単体		
		CM-6020	モニター単体		
	車両用安全確認カメラシステム	C-4010A	カメラ単体		
		C-4010	カメラ単体		
		C-4060A	カメラ単体		
		C-4060	カメラ単体		
		C-5000	カメラ単体		
	三菱ふそうトラック・バス	リヤビューカメラ	ML357084	モニター単体	R7.2月追加
			ML357090	モニター単体	R7.2月追加
ML357080			カメラ単体	R7.2月追加	
ML357091			カメラ単体	R7.2月追加	
ML357092			カメラ単体	R7.2月追加	
ML357093			カメラ単体	R7.2月追加	
名鉄交通商事	バックモニターセット	MKS-Y01	セット		
	バックカメラ MKS-Y05	MKS-Y05	セット	R3.4月追加	
菱和 メルコモビリティソリューションズ	CAR VISION LCDカラーモニター	CM6010R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更	
		CM6020R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更	
		CM7220R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更	
		CM7230R	モニター単体	R4.10月メーカー名変更	
		CM7520R	モニター単体	R5.5月追加	
	CAR VISION カラーモニター	CM7522R	モニター単体	R6.4月追加 HD広角カメラ対応	
	CAR VISION カラーカメラ	C401*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更	
		C406*R	カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更	
C500*R		カメラ単体	R2.7月仕様変更 R4.10月メーカー名変更		

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

装置メーカー名	装置名称	型式(注1)		備考
	CAR VISION カラーカメラ 融雪ヒーター付	C6025R	カメラ単体	R6.4月追加 HD広角カメラ
		C4075R	カメラ単体	R4.1月追加、融雪カメラ R4.10月メーカー名変更
		C5075R	カメラ単体	R4.1月追加、融雪カメラ R4.10月メーカー名変更
UDトラックス	Back-UP Monitoring	Waeco Perfect view CAM20C1	セット	R2.9月追加、ボルボトラック
		Mekra auxiliary unit 1309	セット	R4.11月追加、ボルボトラック
	バックアイカメラ&モニター	CR-8500A/ CJ-7800C	セット	R6.11月追加
レゾナント・システムズ	7インチワイドモニター&バックカメラセット	RSCM-01	セット	R3.12月追加
ワーテックス	BACK EYE SYSTEM	DM806	セット	
		DS806	セット	
		TM806	セット	
		TS806	セット	
	車載用後方確認支援システム +サイドビューシステム	DM806F	セット	R2.3月追加
		DS806F	セット	R2.3月追加
		TM806F	セット	R2.3月追加
		TS806F	セット	R2.3月追加
	車載用後方確認支援システム	DEC-2000**	セット	R5.2月追加 **は文字のないものもある
		DER-2001**	セット	R5.2月追加 **は文字のないものもある

## 令和7年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和7年4月1日現在

(50音順)

### ◆側方衝突監視警報装置

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
東海クラリオン	巻き込み警報カメラシステム	CS-6121AS	R6.4.17追加 装着は単車に限定
パル技研	巻き込み事故警告システム	BFV203-21-**-*	R6.8月追加 装着は単車に限定
		BFV203-11-**-*	R6.9月追加 装着は単車に限定

(注)型式の \*印 には、任意の英数字が入ります。

## 令和7年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和7年4月1日現在

(50音順)

### ◆呼気吹き込み式アルコールインターロック

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
秋田県貿易	アルコ・インターロックPro	FIT228-LC	
東海電子	ALC-ZERO	T-ALC-LK100 (カメラなし、SDなし)	
	ALC-ZERO II	T-ALC-LK200 (カメラ、SDあり)	

令和7年度安全装置等導入促進助成事業対象装置一覧

令和7年4月1日現在

(50音順)

◆IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
アネストシステム	AD-01	BSS-AD-01	R6.6月追加
インフォセンス	デジタルアルコールチェッカーFUGOsmartBt	FALC-31	当該の機器と連携するサービス名:デジタル点呼マネージャー、R2.9月追加
	アルコール検査器 ソシアック・ネオ	SC-502	㈱インフォセンス製「デジタル点呼マネージャー」と連動要 R3.6月追加
コア	フーゴスマートBT	FALC-31	クラウド型IT点呼システム「Cagou IT点呼」と連携要 R2.12月追加
サンコーテクノ	アルコガーディアン モバイル TR-1	TR-1	
	アルコガーディアン モバイル TR-2	TR-2	専用スマホとセット サンコーテクノ(株)で検証済みのスマホとセット(スマホはユーザーが用意し、キャリア契約済みのものとする) R2.8月仕様変更
	ALCFaceMobile (アルコフェイスモバイル)	TR-3	R6.8月追加
SEIKOIST	スマートアルコールチェッカー	XENSE-83BTW	R6.8月追加 鈴与シンワート株式会社製「あさレポ」のセットでの導入が必要
タニタ	アルプロ	FC-1000	
		FC-1000D	
		FC-1008D	
		FC-1200	NPシステム開発製 デジタコと連動要 (NET-380/580/780)
	アルコール検知器	FC-1200F	富士通製デジタコ (DTS-C1/D1シリーズ/D2シリーズ)と連動要 R2.5月仕様変更
		FC-810	
		FC-1500	
中央自動車工業	抗菌仕様 日本国産電気化学式アルコール検知器 ソシアック・ネオ	SC-502	R6.12月仕様変更 テレニシ株式会社製「IT点呼キーパー」、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社製「LINKEETH」・「docoですcar」、又は鈴与シンワート株式会社製「あさレポ」のセットでの導入が必要
	Bluetooth搭載 電気化学式センサー採用アルコール検知器 ネオ・ブルー	NEB-601	
東海電子	ALC-Mobile/ ALC-Mobile Bluetooth	T-ALC-MB100	
	ALC-Mobile II	T-ALC-MB200	
	ALC-Mobile III	T-ALC-S100	R5.6月追加
東洋マーク製作所	電気化学式アルコール検知器 (Bluetooth内蔵)	AC-015BT	R3.7月仕様変更 R6.11月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」との連動、又は東洋マーク社製「ACPORTABLE2」をインストールしたスマートフォンとの連動が必須
	富士通製デジタコ連動 電気化学式アルコール検知器	AC-015iv	R1.10月追加 R3.8月仕様変更 富士通製デジタコ(DTS-C1/D1/D2/G1Dシリーズ)と連動要
	電気化学式アルコール検知器 Bluetooth内蔵	AC-018	R3. 5月追加 R3.7月仕様変更 R6.11月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」との連動、又は東洋マーク社製「AC-PORTABLE2」をインストールしたスマートフォンとの連動、又はアネストシステム社製「BSSPhone」との連動、又は㈱NPシステム開発製「モバイル点呼システム」連動が必須
トリプルアイズ	AIZE Breath ハンディタイプ	MT-AL01BT	R4.12月追加

装置メーカー名	装置名称	型式	備考
ドリームチーム	アルコールマネージャー®Pro	S0028	R7.3月追加 (有)ドリームチーム「アルマネ@クラウド」、(株)ロココ「AUTH BrAC(オースプレス)」、(株)IoZ「FaceIndex for ALC2(フェイスインデックス)」、又は(株)RUN-WAY「COMS(コムズ)」との連携が必要
日本ラッド	Smart Vehicle Cloud	RS-23-01	R1.5月廃止
パイ・アール	アルキラーNEX	NEX-F	R6.6月追加
		NEX-E	R7.1月追加
	アルキラーPlus	AKL-300	R6.6月追加
フィガロ技研	デジタルアルコールチェッカー フーゴプロ	FALC-11T	R3.7月仕様変更 テレニシ社製「IT点呼キーパー」と連動要
	FUGOsmartBT(フーゴスマートBT)	FALC-31	R6.11月追加 鈴与ソフトウェア(株)製「あさレポ」、又は(株)デジタルロジスティック製「FUGOPLUS+smart」、又はテレニシ(株)製「IT点呼キーパー」と連動要

# ドライブレコーダー用機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、ドライブレコーダー用機器導入促進にかかる助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、事故や急加速・急減速などの一定の衝撃が生じた際に、その前後の映像及び走行データを記録するシステム（以下、「ドライブレコーダー」という。）の普及をはかることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱における助成対象機器は、全ト協が定める「貨物自動車用ドライブレコーダー選定ガイドライン」により分類され、一定の評価を得られた車載器（以下、「機器」という。）のうち、次のとおりのもとする。

### (1) 運行管理連携型

急ブレーキ時等の映像及び車両速度情報による運転指導に加え、運行管理面やヒヤリハット等の多角的な分析等から交通安全教育等を行うことができる機器

（車速センサーによって正確な車両速度を表示し、運行管理などの分析が可能なタイプ）

### (2) 標準型

急ブレーキ時等の映像及び車両速度を活用し、運転指導を行う機器

（GPSではなく車速センサーによって正確な車両速度を表示するタイプ）

### (3) 簡易型

急ブレーキ時等の映像及び簡易的に取得した車両速度情報を活用し、運転指導を行う機器

（車速センサーではなく、GPSにより車両速度を割り出すタイプ）

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たに機器を購入（一括、割賦）又はリースで取り付け支払いを完了した（リースの場合はリース開始日、割賦購入の場合は支払開始日が令和8年2月20日以前であることが必要）、定款第5条第1号に規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 1会員あたりの助成台数は、合計10台を上限とする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、機器の導入価格（取付費用を含み、消費税を含まない。）の2分の1（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て）とし、予算の範囲内で交付する。

ただし、機器導入価格の2分の1の金額が次の上限を終える場合は、その上限額とし、国

等の補助金及び助成金の合計が機器の導入価格を超えない範囲で交付する。

- (1) 運行管理型は、3万円を上限とする。
- (2) 標準型は、2万円を上限とする。
- (3) 簡易型は、1万円を上限とする。

### **(助成金の請求並びに提出期限)**

第5条 会員は機器の装着、支払いを完了したときは、装着完了日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内(月毎にまとめて都度提出)又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日(土日の場合はその前日)のいずれか早い日までにオンライン方式による申請(以下「オンライン申請」という。)を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 機器の装着にかかる請求書、領収書の写し(装着した車両の車体番号又は登録番号、メーカー名、装置型式、費用等が記載されたもの、リースの場合はリース契約書、割賦購入の場合は割賦販売契約書の写し)
- (2) 機器を装着した車両(以下「装着対象車両」という。)の自動車検査証記録事項の写し
- (3) その他必要と認める書類

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

### **(助成金の交付)**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

### **(助成金の返還及び機器の処分の制限)**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該機器が装着の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したのものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該機器が使用できなくなったとき
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき
- (4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

3 会員は、1年を経過するまでの期間は、対象機器を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供し、又は装着対象車両の使用の本拠の位置を富山県以外に変更してはならない。ただし、あらかじめ「機器処分承認申請書（第2号様式）」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

### **（報 告）**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

2 助成金の交付を受けた会員は、全ト協の求めがあった場合、原則として導入した機器で得られたヒヤリハット映像及び事故映像の提供に可能な限り協力するものとする。

### **（その他必要な事項）**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

### **（助成金の返還）**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成18年7月1日より実施する。

### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成19年4月1日より実施する。

### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成20年5月27日より実施する。

### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

第2条 EMS・ドライブレコーダー用機器導入促進助成金交付要綱(平成24年3月29日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(平成28年3月14日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(平成29年3月13日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(平成31年3月12日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(平成31年3月12日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(令和2年3月16日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(令和3年3月15日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(令和4年3月14日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

## 運行管理連携型ドライブレコーダー一覧

令和7年4月1日現在  
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
アイ・シー・エル いすゞA&S	ドライブレコーダー	IDR-1100M			※デジタコ連動(いすゞ自動車製) MIMAMORI(自TDⅡ-6または-44)要 R3.10月廃止(生産・販売終了)
		IDR-1200M			※デジタコ連動(いすゞ自動車製)み まもり(自TDⅡ-6、または-44)要 R4. 5月メーカー名変更
	通信型ドライブレコーダー	TVRC-DH500-ICL			R2.4月追加 ※いすゞ自動車みまもりコントロー ラー(自TDⅡ-44又は-6)へ動画伝送 可能 R4. 5月メーカー名変更
アクシス	通信型KITAROドライブレコーダー	TMX-DM02-VA(K)			R2.4月追加 ※パイオニア(株)製ドライブレコー ダー(TMX-DM02-VA)と同一機種
		TVRC-DH500(K)			R2.4月追加 ※パイオニア(株)製ドライブレコー ダー(TVRC-DH500)と同一機種
ITSグリッド	スマートアイ	PSE-1010			
	スマーティクスアイ	PSE-3010A			※別途解析ソフト契約必要
あきば商会	タコドラ	MAS-A1DR	自TDⅡ-28		
いすゞ自動車	汎用版22型MIMAMORI デジタルカメラ1chセット、 大容量SDカード(128GB)	1-87413-044-0	自TDⅡ-94	Ⅲ:1-87413- 088-0	R5. 8月追加 別途クラウド契約要
	アップグレードデバイス、 大容量SDカード (128GB)、ハーネス類5種	1-87413-107-0	自TDⅡ-94	Ⅲ:1-87413- 088-0	R5.8月追加 車両標準装着のセンターディス プレイと接続することにより、 MIMAMORI 及び動画ドラレコ機能が 利用可能
市光工業	通信機能付きドライブレコーダー一体型7型液晶モニター	STR-200T			※別途専用ソフト要、通信契約要
	ドライブレコーダー一体 型 7型HD対応液晶モニター	STR-3****		Ⅲ:STR-**SSC	R7.2月追加(標準型から仕様変更) 搭載車両により「STR-3**」「STR- 3****」「STR-****」、 搭載する運転者用カメラにより 「STR-*SSC」「STR-**SSC」
NPシステム開発	ドライブレコーダー	NDR-200P			
	ドライブレコーダー本体	NDR-180P			※別途専用ソフト要
		NDR-180PW	自TDⅡ- 41、45		※HD映像 R1.8月追加 R1.9月訂正 ※デジタコe-Tacho(NET-300:自TD Ⅱ-41,NET-500:自TDⅡ-45)と連携 必須
		NDR-210P			※後退時バック映像切替録画 対応
	e-Tacho	NET-380	自TDⅡ-48		※別途専用ソフト要
		NET-580	自TDⅡ-49		R7.3月廃止(販売終了)
	NET-780本体(GPS+カ メラセットタイプ)	NET-780	自TDⅡ-75		※別途専用ソフト要、別途クラウド契 約要 R7.3月仕様変更 機器名称変更
NET-580N本体(GPS+ カメラセットタイプ)	NET-580N	自TDⅡ-95		R2.11月追加 R7.3月仕様変更 機器名称変更 別途専用ソフト要、別途クラウド契約 要	
エムモビリティ	SKYEYEDMS	RYKCC-101			
		RYK-CC201	自TDⅡ-67		※別途クラウド契約要
	2カメラ対応通信型ドライブレコー ダー(パワーアダプタタイプ)クラ ウド利用	CF-2000A-SA		Ⅲ:DTR- 150FAHDIR	R3. 8月追加 別途専用ソフト要 R4.7月運転者用カメラ追加 R5.7月メーカー名変更

(注)型式の\*印 には、任意の英数字が入ります。

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
クラリオンセールス アンドマーケティング クラリオンライフサイ クルソリューションズ	2カメラ対応通信型ドライブレコー ダー(ジャンクションボックスタイ プ)クラウド利用	CF-2000E-SA		Ⅲ : DTR- 150FAHDIR	R3. 8月追加 別途専用ソフト要 R4.7月運転者用カメラ追加 R5.7月メーカー名変更
	6カメラドライブレコーダー・デジ タルタコグラフ通信一体機	CF-6000	自TDⅡ-100	Ⅲ : DTR- 150FAHDIR	R3. 10月追加 別途専用ソフト要 ※R3.10月現在、EMS機器の対象で はございません。 R4.7月運転者用カメラ追加 R5.7月メーカー名変更
	4カメラ対応 通信型AIドライブレ コーダー シグナルBOXタイプ クラウド利用	CF4000E-SA			R7.1月追加 別途クラウド契約要
タリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-3G-WRG-S			※別途専用Webサイト利用料要 (3G通信費含む) R3.9月廃止(生産・販売終了)
		UVC1000-SDT-WRG-S			※別途専用Webサイト利用料要 R3.9月廃止(生産・販売終了)
		UVC1000-WiFi-WRG-S			
光英システム	ドライブレコーダK100	K100			※別途 自TDⅡ-14および K250との組み合わせが必要 R3.10月廃止(生産・販売終了)
コムテック	ドライブレコーダ	COM-PRO V		I : DROP-015	R6.10月追加
CENTLESS	ドライブレコーダー連動 型デジタルタコグラフ	DUKS-C01.5D (カメラ付き)	自TDⅡ-82		R3. 10月追加 別途クラウド契約要 ※R3.10月現在、EMS機器の対象で はございません。 R4.1仕様変更(型式名変更) R4.10月仕様変更 ※EMS機器(DUKS-C01.5)に前方カ メラ(型式:R233F)とクラウド契約を追 加することで同じものになります。
	ドライブレコーダー連動 型クラウドデジタコ	C500	自TDⅡ-103	Ⅲ : SBD230R1	R4.8月追加 別途クラウド契約要
中日諏訪オプト電子 ファインフィットデザイ ンカンパニー	Tough-More-Eye-S	THD-403N			R3.4月廃止
テクノホライゾン ファインフィットデザイ ンカンパニー	タフモアイX	THD-501X			※デジタコ(自TDⅡ-39)要、R2.3月仕 様変更 R3.4月メーカー名変更(中日諏訪オプト 電子ファインフィットデザインカンパニー ⇒テクノホライゾンファインフィットデザイ ンカンパニー)による仕様変更
テクノホライゾン ファインフィットデザイ ンカンパニー	タフモアイ360	THD-601B			R3.4月メーカー名変更(中日諏訪オプト 電子ファインフィットデザインカンパニー ⇒テクノホライゾンファインフィットデザイ ンカンパニー)による仕様変更
データ・テック	SRVideo	M68			
	SRDigitacho+	M603DR (M603+M608)			※デジタコ(M603 自TDⅡ-11) とのセット
	SRVDigitacho	M610	自TDⅡ-27		
	SRVDigitacho N	M612	自TDⅡ-37		※別途専用ソフト要 (クラウドサービス利用可)
	SRConnect	M619	自TDⅡ-54		
	SRDLite(ドラレコ通信型)	M622-DR01	自TDⅡ-92		本体以外にクライアント管理ソフト等 の購入要 R3.11月廃止(生産・販売終了)
	SR Advance	M626	自TDⅡ-99	Ⅲ : DTR- 150AHDIR (赤外線)	R3.7月追加 R5. 10月運転者用カメラ追加
デンソー	ドライビングパートナー	DDD-100-DR	自TDⅡ-18		
	ドライブレコーダー	DN-PROⅢ			※Microsoft EXCEL要
	DN-magic PREMIUM/D	FV71D1WDD	自TDⅡ-53		※カメラ別途購入要 (複数種から選択)
デンソーセールス	ドライブレコーダー	DN-PROⅣ			
	G500Lite	DRU-T500			R3.6月仕様変更 ※DCM-500LTE(又はDCM-T500)、 ICR-T500をあわせて購入しているこ とを確認
		DRU-4010(E)-DR			※専用ソフト 「エコ安全運転支援ソフト」

(注)型式の\*印 には、任意の英数字が入ります。

機器メーカー名	機器名称	型式	デジコ ー 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
デンソーテン	OBVIOUSレコーダー	DRD-4020(E)-DR	自TDⅡ-36		使用時に対応 R3.11月廃止(生産・販売終了)
		DRU-5010(E)-DR			※ドライブレコーダー管理ソフト およびエコ安全運転支援ソフト要
		DRD-5020(E)-DR	自TDⅡ-64		
	Offseg	DRU-T100		Ⅲ	R6.5月追加
東海クラリオン	ドライブレコーダー一体型デジタル式運行記録計	CRX3008T	自TDⅡ-80		カメラ別途購入要(複数種から選択)
		CRX3108T	自TDⅡ-80		カメラ別途購入要(複数種から選択)
	2カメラ対応ドライブレコーダー	TX2000-SA			別途クラウド契約要
		TX2100-SA			R3.10月追加 別途クラウド契約要
	4カメラ対応ドライブレコーダー	TX4000-SA			※カメラ別売、4カメラ対応、R1.8月追加
8カメラ対応通信型ドライブレコーダー	CL-8CMⅡ-SA			※カメラ別途購入要(複数種から選択) R2.6月追加	
東信電気	クピレ	DT-1			R3.11月廃止(生産・販売終了)
ドコマップジャパン	通信ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA(D)			
	ドライブレコーダー	TMX-DM04-VA-D			R4.1月追加 別途通信契約要
	2カメラ対応通信型ドライブレコーダー	TX2100		Ⅱ :DTR-150FAHDIR	R6.5月追加 別途クラウド契約要
	3カメラ対応通信型ドライブレコーダー	IX3000LJ-JN		Ⅱ : ITR-100AND、 ITR-100BN、 ITR-100B	R6.5月追加 液晶画面無し、通信機能有り/無し のモデルの設定が可能(通信機能 有りの場合は別途クラウド契約要)
	3カメラ対応通信型ドライブレコーダー	IX3000LJ-JD		Ⅱ : ITR-100AND、 ITR-100BN、 ITR-100B	R6.5月追加 液晶画面有り、通信機能有り/無し のモデルの設定が可能(通信機能 有りの場合は別途クラウド契約要)
ドコモ・システムズ	docoですcar 通信型ドライブレコーダー	THD-501DS			
	docoですcar 通信型ドライブレコーダー2	STZ-DR06			オプション:運転免許証認
トム通信工業	ドライブレコーダー	TM-V740A01			
ドライブ・カメラ	WitnessⅢ	WN-WITNESS3			R1.10月選定解除
	WITNESS-LIGHT Ⅲ	WN-LT3			R3.11月廃止(生産・販売終了)
	WITNESS-LIGHT Ⅳ	WN-LT4			R1.10月追加 R5.5月 カメラ別売、別途専用ソフト要、別途クラウド契約・サーバー契約等要
	通信型ドライブレコーダー-SAMLY	SY-SAMLY			※別途クラウドサービス契約必要 通常セット型式(SY-SAMLY-G)、モー ビルアイ連動セット型式(SY-SAMLY- MIG) R3.11月廃止(生産・販売終了)
	通信型ドライブレコーダ SAMLYⅡ	SY2-SAMLY			※別途専用ソフト要、Webサービス要、 カメラ別売 R5.5月 カメラ別売、別途専用ソフト要、別途クラウド契約・サーバー契約等要
	WITNESSⅣ	WN4-WITNESS			※別途専用ソフト要、Webサービス要、 カメラ別売 R5.5月 カメラ別売、別途専用ソフト要、別途クラウド契約・サーバー契約等要
	WITNESSⅣ-SⅡ	WN4-S2-WITNESS		Ⅲ WS-CAMASR(360 度非防水IRカメラ) WP-CAMASR(360 度防水IRカメラ)	R5.5月追加 カメラ別売、別途専用ソフト要、別途クラウド契約・サーバー契約等要
	WITNESSⅣ-LIGHT	WN4-L-WITNESS		WP-CAM- FHDIR(小型防水 IRカメラ)	R5.5月追加 カメラ別売、別途専用ソフト要、別途クラウド契約・サーバー契約等要
	EV-WITNESS	EV-WITNESS		WS-FHD-IR(非防 水IRカメラ) WSP-WP-FHDIR( 防水IRカメラ)	R5.5月追加 カメラ別売、別途専用ソフト要、別途クラウド契約・サーバー契約等要
トランストロン	機器メーカー名:富士通(トランストロン製)の欄をご覧ください。				

(注)型式の\*印 には、任意の英数字が入ります。

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
日本電気	くるみえドライブレコーダ (SD型)	F100-000005-B02			※別途インターネットサービス契約 必要 H30.4月型番変更 旧型番:F100-000005-K02 R3.11月廃止(生産・販売終了)
		F100-000005-T12			※別途クラウド契約要 R1.5月追加
	くるみえドライブレコーダ (通信型)	F100-000005-B04			H30.4月型番変更 旧型番:F100-000005-K04 R3.11月廃止(生産・販売終了)
		F100-000005-T14			※別途クラウド契約要 R1.5月追加
		F100-000005-J02			別途クラウド契約、速度パルス等取得 部材の購入要/ドライバ認証オプショ ン有(顔認証カード認証)
ノーティス	リスク分析型ドライブ レコーダー	LNP-1000-SP1			※「運転日報管理システム+映像 クリップソフト(Stn)」使用時に対応
		NP-5000			別途専用ソフト要、クラウド契約要、 DTU-1(型式指定番号:TD II-32)と 連動
		NP-3000(SP)			別途専用ソフト要、DTU-1(型式指定 番号:TD II-32)と連動
パイオニア	ドライブレコーダー	TMX-DM02-VA			
	通信ドライブレコーダー	TVRC-DH500			R1.9月追加
	通信ドライブレコーダー	TMX-DM04-VA***			R3. 8月追加 別途通信契約要
ビューテック	FirstView(ファーストビュー)	V2HD			※デジタコ連動要(システック社製 DTU-1:自TD II-32)
		NV2HD			デジタコ連動要(システック社製 DTU-1:自TD II-32、テクノライゾ ン社製GFIT FD-1000:自TD II-39)
		VRHD		Ⅲ:FV-550IR	別途専用ソフト要
富士ソフト	FS04DVRHMR	FS04DVRHMR			R3.11月廃止(生産・販売終了)
	FS04DVRHMR/AT	FS04DVRHMR/AT			※カメラ別売、4カメラ対応 R3.11月廃止(生産・販売終了)
富士通	DTS-C1D(ネットワーク型車 載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1D	自TD II-21		
	DTS-C1MD(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1MD	自TD II-23		
	DTS-C1XD(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV7100C1XD	自TD II-24		
	DTS-C1DA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1DA	自TD II-35		※別途通信契約要
	DTS-C1DW(無線LAN型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1DW	自TD II-35		※無線LAN対応 ※別途専用ソフト要
	DTS-C1MDA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1MDA	自TD II-35		
	DTS-C1XDA(ネットワーク型 車載ステーション)ドラレコ内蔵	FV710C1XDA	自TD II-35		
	DTS-D1D ドラレコ内蔵	FV710D1D	自TD II-53		※別途通信契約要
	DTS-D1MD ドラレコ内蔵	FV710D1MD	自TD II-53		※別途通信契約要
	DTS-D2D ドラレコ内蔵	FV710D2D	自TD II-91 自TD II-90		R1.12月デジタコ一体型変更 R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D1WD	FV710D1WD	自TD II-53		R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D1WDS	FV710D1WDS	自TD II-53		R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
	DTS-D2X ドラレコ内蔵	FV710D2X	自TD II-91 自TD II-90		R1.8月追加、 R1.12月デジタコ一体型変更 R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通

(注)型式の\*印 には、任意の英数字が入ります。

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
(トランストロン製)	DTS-G1D	FV710G1D	自TDⅡ-94		R3.1月追加、 R3.2月仕様変更 メーカーはトランストロン 製品ブランドは富士通
		FV710G1D2	自TDⅡ-94		R5.2月追加 カメラ別売(複数種から選択)、別途通 信契約要、メーカーはトランストロン、製 品ブランドは富士通
	DTS-D1D	FV710D1D2	自TDⅡ-53		R5.2月追加 カメラ別売(複数種から選択)、別途通 信契約要、メーカーはトランストロン、製 品ブランドは富士通
	DTS-D2D(Bluetooth 搭 載)	FV710D2D2	自TDⅡ-90		R5.2月追加 カメラ別売(複数種から選択)、別途通 信契約要、メーカーはトランストロン、製 品ブランドは富士通
	DTS-D2X(Bluetooth 搭 載)	FV710D2X2	自TDⅡ-90		R5.2月追加 カメラ別売(複数種から選択)、別途通 信契約要、メーカーはトランストロン、製 品ブランドは富士通
	DTS-G1O	FV710G1DO	自TDⅡ-94	Ⅲ: FV7309CAB	R5.4月追加 カメラ別売(複数種から選択)、別途通 信契約要、メーカーはトランストロン、製 品ブランドは富士通
	DTS-DR1T	FV710DR1T		Ⅲ	R6. 5月追加
	DTS-G1D3	FV710G1D3	自TDⅡ-94	Ⅲ: FV7609CA4(S)、 FV7309CAB、 FV7309CA2	R7. 3月追加 カメラ別売(複数種から選択)、別途通 信契約要、メーカーはトランストロン、製 品ブランドは富士通
堀場製作所	ドライブレコーダー	DR-5300GPS			R2.4廃止(販売終了)
		DRT-7300			※別途システム使用料又は 専用ソフト要 R2.4廃止(販売終了)
		DRT-7300A			※別途通信契約要 R2.4廃止(販売終了)
		DRT-7300F			※別途通信契約要 R2.4廃止(販売終了)
		DR-9100			R2.4廃止(販売終了)
		DR-9100A			R2.4廃止(販売終了)
		DR-9100C			R2.4廃止(販売終了)
堀場製作所	ドライブレコーダー	DR-9100F			R2.4廃止(販売終了)
	ドライブレコーダー機能 付きデジタルタコグラフ	DRT-7100	自TDⅡ-34		※別途システム使用料又は 専用ソフト要 R2.4廃止(販売終了)
		DRT-7100A	自TDⅡ-34		※別途通信契約要 R2.4廃止(販売終了)
		DRT-7100F	自TDⅡ-34		※別途通信契約要 R2.4廃止(販売終了)
		DRT-7100-S	自TDⅡ-34		※別途通信契約要 R2.4廃止(販売終了)
三菱ふそうト ラック・バス	エコフリートPRO-DR	QZ064680A (M602+M608)			※デジタコ(QZ064660A 自TDⅡ-10)とのセット R3.9月廃止(生産・販売終了)
メルモ	i-Reco.	IR-2000			
モバイルリンク	C-805M	SC800MS	自TDⅡ-72		
	DTG7(カメラセット) YDX-7(カメラセット)	DTG7C YDX-7C	自TDⅡ-58	Ⅲ:Y3-カラー赤 外線カメラ-TR	別途専用ソフト要 R5.12月 仕様変更・運転者用カメラ追加
	YAZAC-eye3	YEYE3セットTR			
	YAZAC-eye3T	YEYE3TセットTR	自TDⅡ-25		
	YAZAC-eye3 Lite	YEYE3LiteセットTR			

(注)型式の\*印 には、任意の英数字が入ります。

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
矢崎エナジー システム	YAZAC-eye3 LiteLDW(車線逸脱／ふらつき運転警報機能内蔵)	YEYE3LiteLDWセットTR			
	YAZAC-eye3LDW(車線逸脱／ふらつき運転警報機能内蔵)	YEYE3LDWセットTR			
	YAZAC-eye3TLDW(車線逸脱／ふらつき運転警報機能内蔵)	YEYE3TLDWセットTR	自TDⅡ-25		
	YTX-4000	TX-4000B			ビューワーソフト付属 増設カメラは最大4可能だがD1画質となる
	YDX-8カメラ有	YDX-8C	自TDⅡ-105	Ⅲ Y3-カラー赤外線 カメラ-TR	R5.7月追加 運用はSDカード／LTE通信／無線LANから選択可能。本体と付属品のGPSアンテナ以外はオプション品(カメラ各種、マイク、乗務員作業状態入力装置等)
ワーテックス	XDR-55URG	XDR-55URG-B			R2.6月廃止
	XDR-66URG	XDR-66URG-B			
	XLDR-100†	XLDR-1001-B			※運転日報等作成のため別途EXGEL(2007以降)要 R2.6月廃止
	XLDR-88*	XLDR-88*URG-B			R4. 5月追加、R6.8月仕様変更1カメラタイプ、デジタコ(自TDⅡ-52)との連携可、*は文字がないものもある
		XLDR-88*URG-IR-B			Ⅲ R4. 5月追加、R6.8月仕様変更サブカメラ付きタイプ、デジタコ(自TDⅡ-52)との連携可、*は文字がないものもある

## 標準型ドライブレコーダー一覧

令和7年4月1日現在  
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
アイ・シー・エル いすゞA&S	ドライブレコーダー	IDR-1100			※ビューアソフト別売 ※「IDR-1100C」はシガーソケットタイプなので選定対象外 R3.10月廃止(生産・販売終了)
		IDR-1200			※別途専用ソフト要 R4. 5月メーカー名変更
		IDR-2100			※ビューアソフト別売 R3.10月廃止(生産・販売終了)
アサヒリサーチ	ドライブレコーダー	Driveman GP-T4K *			R3.10追加 * は文字がないものもある
市光工業	SAFETY VISION	STR-100			R7.3月廃止(販売終了)
	ドライブレコーダー一体型 7型液晶モニター	STR-200N			※別途専用ソフト要 R7.3月廃止(販売終了)
	ドライブレコーダー一体型 7型HD対応液晶モニター	STR-3****		Ⅲ:STR-**SSC	R6.10月追加 搭載車両により「STR-3**」 「STR-3***」「STR-3****」、 搭載する運転者用カメラにより 「STR-**SSC」「STR-***SSC」 R7.2月廃止(運行管理連携型に 仕様変更)
INBYTE	安全運転支援システム	MDAS-9T			R2.2月追加
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	4CH対応MDVR	WTJ-425			カメラ別売
エフトラスト	3chドライブレコーダー	FT-300		Ⅲ	R7.3月追加 3chカメラはオプション 運転者用カメラは、変速装置、か じ取りハンドル操作の映像記録 が可能な場所に設置すること
中日諏訪オプト電子 ファインファイトデザイ ンカンパニー	Tough-More-Eye	THD-102T			R3.4月廃止
		THD-402T			R3.4月廃止
		Tough-More-Eye-S	THD-403S		
クラリオンセールスア ンドマーケティンダ クラリオンライフサイ クルソリューションズ	2カメラ対応通信型ドライブレコー ダー(パワーアダプタタイプ)	CF-2000A		Ⅲ: DTR- 150FAHDIR	R3.8月追加 別途専用ソフト要 R4.7月運転者用カメラ追加 R5.7月メーカー名変更
	2カメラ対応通信型ドライブレコー ダー(ジャンクションボックスタイプ)	CF-2000E		Ⅲ: DTR- 150FAHDIR	R3.8月追加 別途専用ソフト要 R4.7月運転者用カメラ追加 R5.7月メーカー名変更
	4カメラ対応 AIドライブレコーダー シングルBOXタイプ	CF4000E			R7.1月追加
光英システム	ドライブレコーダーK110	K110			R3.10月廃止(生産・販売終了)
JK TECH	ドライブレコーダー	S-DBX			
システック	ロジドラ2本体	EDDR-3000		Ⅲ	
	ロジドラ2	EDDR-3002		Ⅲ	R7.4月追加 EDDR-3000 にデジタコ連動用 ケーブルのセット品
シルバーアイ	ドライブレコーダー	STX-001			
タカラ物流システム	ドライブレコーダーTBR	TBR-200			R3.9月廃止(生産・販売終了)
D-TEGジャパン	2カメラ対応通信型ドライ ブレコーダー	TX2100		Ⅱ: DTR- 150FAHDIR	R6.5月追加 別途クラウド契約要
	3カメラ対応通信型ドライ ブレコーダー	IX3000LJ-JN		Ⅱ: ITR-100AND、 ITR-100BN、 ITR-100B	R6.5月追加 液晶画面無し、通信機能有り/無 しのモデルの設定が可能(通信 機能有りの場合は別途クラウド 契約要)
	3カメラ対応通信型ドライ ブレコーダー	IX3000LJ-JD		Ⅱ: ITR-100AND、 ITR-100BN、 ITR-100B	R6.5月追加 液晶画面有り、通信機能有り/無 しのモデルの設定が可能(通信 機能有りの場合は別途クラウド 契約要)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考	
テクノホライゾンファインフィットデザインカンパニー	タフモアイX	THD-501S			R2.2月追加 R3.4月メーカー名変更(中日諏訪オプト電子ファインフィットデザインカンパニー⇒テクノホライゾンファインフィットデザインカンパニー)による仕様変更	
デンソーテン	OBVIOUSレコーダー	DRU-4010(S)-DR			※専用ソフト 「画像解析ソフト」使用時に対応 R3.11月廃止(生産・販売終了)	
		DRD-4020(S)-DR	自TDⅡ-36			
		DRU-5010(S)-DR			※ドライブレコーダー管理ソフト要 (エコ安全運転支援ソフト無し)	
		DRD-5020(S)-DR	自TDⅡ-64			
東海クラリオン	2カメラ通信ドライブレコーダー	GL-2CM			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
	GPS搭載8カメラドライブレコーダー	GL-8CM			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	8カメラ対応通信型ドライブレコーダー	CL-8CM II			※カメラ別途購入要 (複数種から選択)	
	安全運転支援機能+ドライブレコーダー	DS-3002J				
		DS-5012J				
	2カメラ対応ドライブレコーダー	TX2000				
		TX2100				R3.10月追加
4カメラ対応ドライブレコーダー	TX4000				カメラ別売、4カメラ対応 R1.8月追加	
トム通信工業	カメラ一体型ドライブレコーダー	TM-V750A01			R2.5月追加	
日本ビューテック	録太郎-8FHD	VHR-851FHD			カメラ・SSD別売 R1.8月追加	
	録太郎-8HD	VHR-801HD			※カメラ・SSDは別途購入要 (複数種から選択)	
日本鋭明技術	AD plus	5152086100026			R3.10月追加 別途専用ソフト要	
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000-SP1			※「映像クリップソフト(Stn)」 使用時に対応	
パイオニア	ドライブレコーダー	ND-DVR30-B			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
		VREG-DH700-B			R4.9月廃止(販売終了)	
ビューテック	FirstView	NV2HD-SE			R4.1月追加	
フタバシステム	ドライブレコーダーF-Drive	H720			R3.10月廃止(生産・販売終了)	
	ドライブレコーダー F-Drive	ST-201F		Ⅲ	R5.10月追加 2カメラ、トリガスイッチは別売	
		ST-301F		Ⅲ	R5.10月追加 3カメラ、トリガスイッチは別売	
ユピテル	トラック法人専用ドライブレコーダー	BU-DR R615T				
		BU-DR HD635T			R5.4月廃止・製造終了	
		BU-DR HD645T		Ⅲ: OP-CM204S	R5.4月追加	
菱和 メルコムビリティ ソリューションズ	Drive Corrector WEB対応通信型ドライブレコーダー	THD-501RW			別途専用ソフト要 R3.7月追加 R4.10月メーカー名変更	
ワーテックス	XDR-2CAM-HG	XDR-2CAM-HG-B			R2.6月廃止	
	XDR-55HG	XDR-55HG-B			R2.6月廃止	
	XDR-66HG	XDR-66HG-B				
	XLDR-801	XLDR-801-B			R2.6月廃止	
	XLDR-88*	XLDR-88*HG-B				R4. 5月追加、R6.8月仕様変更 1カメラタイプ、デジタコ(自TDⅡ-52)との連携可、*は文字がないものもある
XLDR-88*HG-IR-B				Ⅲ	R4. 5月追加、R6.8月仕様変更 サブカメラ付きタイプ、デジタコ(自TDⅡ-52)との連携可、*は文字がないものもある	

## 簡易型ドライブレコーダー一覧

令和7年4月1日現在  
(50音順)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考	
ITSグリッド	スマーティクスアイ	PSE-3010				
	スマートアイ	PSE-1020				
		PSE-7010				
青木製作所	フルタイムHDドライブレコーダー	AMEX-A04HDTR			R6.4月廃止(生産終了)	
	フォーマットフリー・2カメラ対応ドライブレコーダー	AMEX-A05TR			R6.4月廃止(生産終了)	
	256GB対応ドライブレコーダー	AMEX-A07TR			R2.11月追加	
	512GB対応ドライブレコーダー	AMEX-A07PTR		II:OP-A07RC-IR	R6.4月追加	
アサヒリサーチ	Driveman TR-T1	TR-T1			R2.6月廃止	
	Driveman GP-T1	GP-T1			R6.4月廃止(販売終了)	
	Driveman T1080GS-	T1080GS			R2.6月廃止	
	Driveman T1080sα	T1080sα			R6.4月廃止(販売終了)	
	ドライブレコーダー	Driveman TG-T1				R1.11月追加 R6.4月廃止(販売終了)
		Driveman TR-2				R6.4月廃止(販売終了)
ドライブレコーダー	Driveman TR-21				R3.3月追加 R6.4月廃止(販売終了)	
綾瀬設備工業	GAR DVR ST-102DA	ST-102DA			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
アヤリシステム	ドライブレコーダー「DIMO」	TM-201A			R2.6月廃止	
アルファ・デポ	単眼タイプドライブレコーダー	VD-1500G8			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
		VD-1500MG-Pre			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	2カメラタイプドライブレコーダー	VD-1600HD-Pre				※標準は1カメラ R2.6月廃止
		VD-7000W-Pre				R3.11月廃止(生産・販売終了)
	2カメラタイプドライブレコーダー	MT3500BL			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	2カメラタイプドライブレコーダー	X9DG			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	3カメラタイプドライブレコーダー(液晶内蔵型)	B35FDD				R2.7月追加
MQ500					R5.10月追加	
業務用2ch対応ドライブレコーダー	VD-8500WHG-Pre				R3.11月廃止(生産・販売終了)	
イーテック	JANUS	GN-100			※WiFi対応	
		GW-200				
	NEXTV2 HD	N-2HD				R3.11月廃止(生産・販売終了)
	3CH QHD HDR搭載ドライブレコーダー	G-ON3		III	R4.6追加 別途クラウド契約要	
INBYTE	コンパクト2カメラドライブレコーダー	ISDR-400T		I	R5.12月追加	
ヴァクロン	ドライブレコーダー	VVA-CBE65 A		II	R7.1月追加	
		VVA-CBE65 4G		II	R7.1月追加 別途クラウド契約要	
ウインズ・テクノロジー・ジャパン	簡易型ドライブレコーダー	WTJ-N7			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	3CH対応型ドライブレコーダー	WTJ-MK3			R1.8月追加 R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	3CHドライブレコーダー E7	WTJ-E7			R2.6月追加 R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	ドライブレコーダー	WTJ-N10				別途ビューアワーソフトあり R3.6月追加
WTJ-S7					別途ビューアワーソフトあり R3.6月追加	
エコモット	PDrive	MVTZ-100			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
		MVTZ-100NET			※別途通信契約要 R3.9月廃止(生産・販売終了)	
	Pdrive 通信型2カメラドライブレコーダー	TMX-DM03-CO				R3.8月追加 別途クラウド契約要
NH Technology	innowa Basics D	BS002			※12V車のみ使用可能 R2.12月追加	
	innowa Journey Plus S(電源直結モデル)	JN009			R4.9月追加 12V車のみ使用可能、前後タイプ	
	innowa Journey S(電源直結モデル)	JN007			R4.9月追加 12V車のみ使用可能、リアカメラ後付け不可	
NPシステム開発	ドライブレコーダー 本体	NDR-200				
エフ・アール・シー	FOCUSAVOR	FC-77DRT				
		FC-708DRT			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	ドライブレコーダー	NX-DR201DRT				
		NX-DR303DRT				R3.12月追加
		NX-GigaDRIVE				

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
		FC-DR210DRT			R3.6月追加
エフトラスト	1chドライブレコーダー	FT-100			R7.3月追加
	2chドライブレコーダー	FT-200		Ⅲ	R7.3月追加 運転者用カメラは、変速装置、 かじ取りハンドル操作の映像記 録が可能な場所に設置すること
エムアンドケイ	風神雷神	FU-JIN, RAIJIN			R3.9月廃止(生産・販売終了)
MSネット	フロント/車内カメラタイプドライブレコーダー	JTADRC-423			R3.4月追加
エムモビリティ	通信型ドライブレコーダー SKYEYE104	RYK-CC104W			R1.9月追加 R5.4月機器名称訂正、別途クラ ウド契約要
	通信型ドライブレコーダー SKYEYE121	RYK-CC121W			R1.9月追加 R5.4月機器名称訂正、別途クラ ウド契約要
	SKYEYE3220	RYK-MB3220		Ⅱ	R5.4月追加 別途クラウド契約要
カーメイト	d'Action 360	EMK3004			
	d'Action 360 S	EMK5001			
クラリオンライフサイク ルソリューションズ	ドライブレコーダー	CLS-361FHT*		Ⅲ	*は記載なしまたは、Rが表記
	4カメラ対応 AIDドライブレコーダー 電源BOXタイプ	CF4000A			R7.1月追加
タリューシステムズ	UVC1000	UVC1000-3G-WRG			※別途専用Webサイト利用料要 (3G通信費含む) R3.9月廃止(生産・販売終了)
		UVC1000-SDT-WRG			※別途専用Webサイト利用料要 R3.9月廃止(生産・販売終了)
		UVC1000-WiFi-WRG			※別途専用Webサイト利用料要 R3.9月廃止(生産・販売終了)
ケイティアール	ITB-100HDH	ITB-100HDH			R3.9月廃止(生産・販売終了)
Mobility Technologies GO	DRIVE CHART 通信型ドライブレコーダー	GC-DRT1-A			R2.5月メーカー名変更(株 ディー・エヌ・エー→株 Mobility Technologies)による仕様変更 R5.8月メーカー名変更
		MV11-DCV02A		Ⅱ	R5.11月追加
コムテック	i-safe simple GPS	DC-DR411(T)			
		DC-DR412(T)			
		DC-DR413(T)			R3.11月追加
		DC-DR510(T)			
		DC-DR511(T)			
		DC-DR430(T)			
		DC-DR531(T)			
		DC-DR651(T)			
		DC-DR652(T)			R2.6月追加
DC-DR653(T)			R4.4月追加		
JK TECH	ドライブレコーダー	S-2500			
		S-3300			
		XO-5IP		Ⅱ : R215	R4.5月追加
ジェットイノウエ	TEAM SMART RECORDER	DVR-NEO	GE-12GPS		
			JSN-02GPS		
			592803 TSR-T2		
			TSR-T3GPS		
			TSR-TAT2GPS		
			NEW TSR-T5 (592723)		R3.2月追加
			TSR-T5WiFi (592817)		
	YM-201GH(592773)				
シルバーアイ	2カメラセパレートドライブレコーダー	DR-1200J			
		DR-210WH			R2.4廃止(生産終了)
	ドライブレコーダ	STM-101			
		STM-102			
		STM-102BC			R3.11月廃止(生産・販売終了)
2カメラドライブレコーダー	STM-302BC			R2.11月追加	
スマートバリュー	CiEMS Eye	CiEMS EyeT5 16GS			R3.2月追加
		CiEMS EyeT5S S**GS			R4.10月追加 **はSDカードのメモリー容量に 応じた数字を表記
セラヴェ	ドライブレコーダーCARPA-10H	CARPA-10H			R3.9月廃止(生産・販売終了)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考
ロフアイ	ドライブレコーダーCARPA-11H	CARPA-11H			R3.9月廃止(生産・販売終了)

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考	
セルスター工業	Dvr=GALUDA	TR-17			R2.6月廃止	
		TR-250			R2.6月廃止	
		TR-260			R2.6月廃止	
		TR-290			R2.6月廃止	
	ドライブレコーダー	TR-21				
		TR-31				
		TR-350				R2.6月廃止
		TR-360				R2.6月廃止
		TR-390				
		TR-570				
		TR-610				
		TR-670				
		TR-690				
		TR-750				
		TR-790				
		TR-36W				R2.10月追加
		TR-41				R2.4月追加
		TR-61				R2.4月追加
TR-361			Ⅲ	R4.6追加		
TR-72				R4.6追加		
TR-23				R5.11月追加		
匠技研 (ベストテクニカルサー ビス)	ドライブレコーダー	TK-V2-HD1			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
辰巳屋興業	2カメラドライブレコーダー	SR-SD22			R3.11月追加	
		SR-S05-DR			R3.11月追加	
		SR-S11-DR			R3.11月追加	
TCL	スマートレコ WHSR-532WP	WHSR-532WP-T				
ディー・エヌ・エー	DRIVE CHART 通信型ドライブレコーダー	GC-DRT1-A			R1.11月追加 機器メーカー名: Mobility Technologiesを参照	
トコムス	RoadView8	RV-800TA				
トム通信工業	ドライブレコーダー	TM-V731A12-T1			R2.5月廃止	
トワード	Eco-SAM/DR	SJ-X26D				
Nauto Japan	ナウト車載器	NAUT02			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
		NAUTO			R2.7月追加	
目商エレクトロニクス	くるま+	MVT-100NET			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
日本ビューテック	1カメラ用ドライブレコーダー	VF-DVR-001				
	小太郎4ch	VHR-400M				
	撮太郎	VF-DVR-202				
ノーティス	リスク分析型ドライブレコーダー	LNP-1000				
ピー・エス・ディー	DRIVE=ONE HD-T	DRIVE=ONE HD-T			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
	DRIVE=ONE MINI-T	DRIVE=ONE MINI-T			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
ビューテック	FirstView	V1HD				
富士ソフト	B8HD	B8HD			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
	B8HD2	B8HD2			R3.11月廃止(生産・販売終了)	
モバイルクリエイト	通信型ドライブレコーダ	IM-A801			R3.4月追加	
ユピテル	トラック法人専用ドライブレコーダー	BU-DR R605T				
		BU-DR HD630T			R5.4月廃止・製造終了	
		BU-DR HD640T		Ⅲ: OP-CM204S	R5.4月追加	
レコディアジャパン	レコディアUシリーズ(1チャンネル)	U1HD-T			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
	レコディアUシリーズ(2チャンネル)	U2HD-T			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
	レコディアVシリーズ(1チャンネル)	V1HD-T			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
	レコディアVシリーズ(2チャンネル)	V2HD-T			R3.9月廃止(生産・販売終了)	
	XDR-2CAM-KG	XDR-2CAM-KG=B			R2.6月廃止	
	XDR-55KG	XDR-55KG=B			R2.6月廃止	
	XDR-66KG	XDR-66KG=B				
	XLDR-501G&E	XLDR-501G&E=B			R2.6月廃止	

機器メーカー名	機器名称	型式	デジタコ 一体型	運転者用カメラ 分類・型式	備考	
ワーテックス	XLDR-ADAS	XLDR-ADAS-B				
		XLDR-ADAS-IR-B				
		XLDR-ADAS-R-B			R3.3月廃止	
		XLDR-ADAS-NR-B			R3.3月リヤカメラ形状変更によりXLDR-ADAS-R-Bが型式変更したものの	
	XLDR-L2	XLDR-L2KG-B				
		XLDR-L2KG-IR-B				
		XLDR-L2KG-NR-B				R3.9月型番変更 旧型番: XLDR-L2KG-R-B
	XLDR-L3	XLDR-L3KG-B				
	XLDR-88*	XLDR-88*KG-B				R4.5月追加、R6.8月仕様変更 1カメラタイプ、デジタコ(自TD II-52)との連携可、*は文字がないものもある
		XLDR-88*KG-IR-B			Ⅲ	R4.5月追加、R6.8月仕様変更 サブカメラ付きタイプ、デジタコ(自TD II-52)との連携可、*は文字がないものもある
	XLDR-LF	XLDR-LF				R4.7月追加 1カメラタイプ
		XLDR-LF-IR			Ⅲ	R4.7月追加 サブカメラ付きタイプ
	XLDR-TK	XLDR-TK**				R5.2月追加 **は文字がないものもある、1カメラタイプ

# 可動式突入防止装置導入助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、可動式突入防止装置導入にかかる助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、不正改造を防止するとともに、アスファルト舗装工事等における固定式突入防止装置の接触による作業環境の改善をはかるため、可動式突入防止装置の普及をはかることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱における可動式突入防止装置（以下、「装置」という。）とは、「道路運送車両の保安基準（昭和26年7月28日運輸省令第67号）」（以下、「保安基準」という。）及び「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年7月15日国土交通省告示第619号）」に適合した装置をいう。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たに装置を購入（一括、割賦）又はリースで取り付け支払いを完了した（リースの場合はリース開始日、割賦購入の場合は支払開始日が令和8年2月20日より以前であることが必要）、定款第5条第1号で規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 一会員あたりの助成台数は5台を上限とする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、装置の導入価格（取付費用を含み、消費税を含まない。）の2分の1（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て）とし、1台あたり10万円を限度に予算の範囲内で交付する。

## (助成金の請求並びに提出期限)

第5条 会員は装置の導入、支払いを完了したときは、導入完了日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内（月毎にまとめて都度提出）又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を

添付することとする。

- (1) 装置の装着にかかる請求書、領収書の写し（装着した車両の車体番号又は登録番号、メーカー名、装置型式、費用等が記載されたもの、リースの場合はリース契約書、割賦購入の場合は割賦販売契約書の写し）
- (2) 装置を装着した車両（以下、「装着対象車両」という。）の自動車検査証記録事項の写し
- (3) その他必要と認める書類

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

#### **（助成金の交付）**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### **（助成金の返還及び装置の処分の制限）**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した装置を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった装置が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該装置が装着の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該装置が使用できなくなったとき
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該装置が使用できなくなったとき
- (4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

3 会員は、1年を経過するまでの期間は、対象装置を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供し、又は装着対象車両の使用の本拠の位置を富山県以外に変更してはならない。ただし、あらかじめ「装置処分承認申請書（第2号様式）」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

#### **（報 告）**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### **（その他必要な事項）**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

# 転落災害防止用昇降設備等導入助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、転落災害防止用昇降設備等導入にかかる助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、貨物自動車の荷台等からの荷積、荷卸し作業（以下、「荷役作業」という。）における安全確保や転落事故防止の推進をはかることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における転落災害防止用昇降設備等（以下、「昇降設備」という。）とは、フルハーネス（墜落制止用器具）、踏み台等の可搬式のもの、貨物自動車に設置される昇降用ステップ、テールゲートリフターとする。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車又は営業所に、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たに昇降設備を導入（テールゲートリフターは一括、割賦、リース可、その他は買取のみ）、取り付け支払いを完了した（リースの場合はリース開始日、割賦購入の場合は支払開始日が令和8年2月20日以前であることが必要）、定款第5条第1号に規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 1会員あたりの助成台数は、10台を上限とする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、昇降設備の導入価格（消費税を含まない。テールゲートリフターは取付費用を含む。）の2分の1（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て）とし、1台あたり2万円を限度に予算の範囲内で交付する。

## (助成金の請求並びに提出期限)

第5条 会員は昇降設備の導入を完了したときは、導入完了日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内（(月毎にまとめて都度提出)又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までに「オンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

(1) 昇降設備の導入にかかる請求書、領収書の写し（昇降設備のメーカー名・製品名・型式・

費用等が記載されたもの)

- (2) テールゲートリフター、昇降用ステップの場合は導入した自動車検査証記録事項の写し
- (3) その他必要と認める書類

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

#### **(助成金の交付)**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### **(助成金の返還及び機器の処分の制限)**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した昇降設備を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった昇降設備が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該昇降設備が導入の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該昇降設備が使用できなくなったとき
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該昇降設備が使用できなくなったとき
- (4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

3 会員は、1年を経過するまでの期間は、昇降設備を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供し、又は導入対象車両の使用の本拠の位置を富山県以外に変更してはならない。ただし、あらかじめ「昇降設備処分承認申請書(第2号様式)」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

#### **(報告)**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### **(その他必要な事項)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

#### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

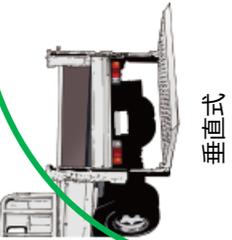
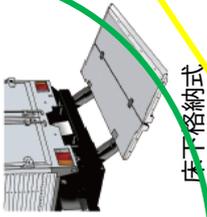
**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

# 【 対象物品 】

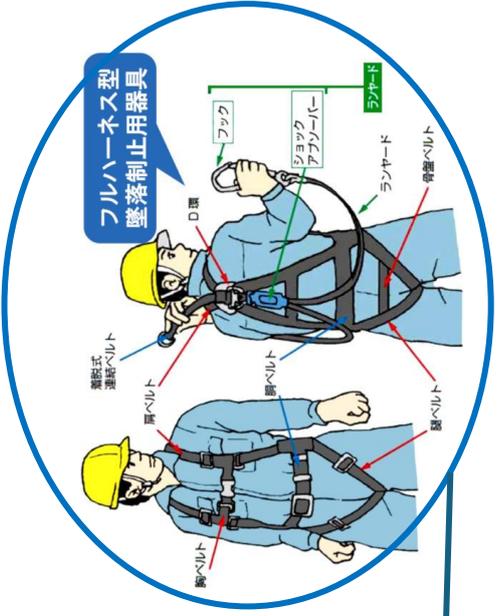
- ① 貨物自動車に設置される昇降用ステップ、テールゲートリフター  
 ※ 車両 1 台に取付ける個数 1 台としてカウント

〈昇降用ステップ〉	〈昇降タイプ〉	〈昇降板の格納タイプ〉
	 垂直式	 後部格納式
	 チルト式	 床下格納式

- ② 可搬式踏み台等  
 ※ 購入個数カウント



- ③ フルハーネス(墜落制止用器具)  
 ※ 購入個数カウント



申請明細打ち込み例

メーカー名	製品名	型式	台数	1台あたりの 導入金額	助成金 請求額	1台としてカウント
〇〇工業	マルチゲート	ABC-00011	1	1,500,000	20,000	1台としてカウント
① 〇〇自動車	ステップ金具	000-111	4	58,000	20,000	1台としてカウント
〇〇商事	ステップ金具	ATA-123	2	140,000	20,000	1台としてカウント
② 〇〇商会	昇降ステップ	DXF-TE	4	6,000	12,000	購入数カウント
③ 〇〇商会	ハーネス	MHA-0123	3	15,000	20,000	購入数カウント

トータル 1 会員あたり上限 10 台

## エコタイヤ導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、エコタイヤ導入促進にかかる助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、転がり抵抗値を低減している低燃費タイヤ、耐摩耗性能の高い耐摩耗タイヤの普及をはかり、燃料向上またはCO<sub>2</sub>の排出量を抑制することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における助成対象タイヤは、別紙に示すものとする。

### (助成対象)

第3条 助成の対象は、定款第5条第1号に規定する正会員が、富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たにタイヤを購入(割賦購入、リースを除く。)して取り付け、支払い完了した会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 一会員あたりの助成本数は、令和7年4月1日現在の協会会員名簿届出車両台数に10本を乗じた本数までとする。ただし、その本数が500本を超える場合には、500本を限度とする。

### (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、タイヤの購入1本につき2千円とし、予算の範囲内で交付する。

### (助成金の請求並びに提出期限)

第5条 会員はタイヤの購入、支払いを完了したときは、購入完了日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内（月毎にまとめて都度提出）又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

(1) タイヤの購入にかかる請求書、領収書の写し（タイヤの型式・価格等の明細が記載されたもの）

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用

できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

### **(助成金の交付)**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

### **(助成金の返還及びタイヤの処分の制限)**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入したタイヤを管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となったタイヤが、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該タイヤの磨耗状況等からみてやむをえない場合を除き、購入の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

(1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき

(2) 事故又は火災等により当該タイヤが使用できなくなったとき

(3) 差し押さえ又は競売等により当該タイヤが使用できなくなったとき

(4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

(5) 低公害車普及促進対策費補助金（トラック輸送の省エネ対策の推進）及びエコタイヤ導入補助金が交付されたとき

3 会員は、対象タイヤの磨耗状況等からみてやむをえない場合を除き、1年を経過するまでの期間は、対象タイヤを譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ「タイヤ処分承認申請書（第2号様式）」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

### **(報告)**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

### **(その他必要な事項)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

(1) 本要綱に定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)** (平成25年3月21日)

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)** (平成26年3月19日)

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱(平成25年3月21日改定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)** (平成27年3月23日)

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(平成26年3月19日改定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(平成31年3月12日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(令和2年3月16日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

## エコタイヤ導入促進助成事業 対象タイヤ

令和7年4月1日

メーカー名	商品名	型式				
(株)ブリヂストン	エコピア(ECOPIA)	M801 II	M812			
		R214	R710			
		W901	W911 II			
	ブリザック(BLIZZAK)	W989				
	エコタイヤ	G530	G540	G570	G588	G590
		L330	L333	L370		
		M715D				
		R225				
		W900	W999			
	住友ゴム工業(株) (ダンロップ)	エコルト(ECORUT)	SP068	SP088	SP128	SP628
エナセーブ(ENASAVE)		SP688Ace	SPLT50M			
デクテス(DECTES)		SP001	SP002	SP061	SP062	SP081
		SP541	SP680	SP721		
エコタイヤ		SP650A	SP030	SP160	SP220	SP280
		SP350	SP430	SP430	SP520	SP531
		SP621	SP651	SP731	SP883	
		SPLT22				
横浜ゴム(株)	ゼン(ZEN)	102ZE	702ZE-i	902ZE	903ZW	
	ブルーアース(BluEarth)	711L	722L	LT152R		
	プロフォースエコ(PRO FORCE ECO)	RY01				
	プロフォース(PRO FORCE TOUGH)	TY787T				
	アイスガード(iceGUARD)	iG91				
	エコタイヤ	710R				
		902L				
		904W	905W			
		CYX LG1				
		LT151R	LT752R			
		LY117A				
		RY237				
		SY397				
	TY287					
TOYO TIRE(株)	デルベクス(DELVEX)	M134	M135	M634	M934	M935
	ナノエナジー(NANOENERGY)	M134E	M176	M676	M966	
	エコタイヤ	M125				
		M319	M323P			
		M519	M520P			
		M626	M646			
		M916	M919	M920	M939	
		V-02e				
日本ミシュランタイヤ(株)	X LINE	XJE4 MIX ENERGY	X LINE ENERGY Z2	X LINE ENERGY Z		
	X MULTI	X MULTI GRIP Z	XZN+ MIX ENERGY	X MULTI ENERGY Z	X MULTI D	X MULTI D+
		X MULTI Z2	X MULTI T2	X MULTI T3	X MULTI WINTER Z	
		XDW ICE GRIP	XDW ICE GRIP GREEN			
		XJS WINTER GRIP+	XJS WINTER Z			
	X WORKS	X WORKS HL Z	X WORKS D2			
		XDY 3				
		XZY 3				
	X INCITY	X INCTY EV Z	X INCTY Z			
	X ONE	X ONE XDN2	X ONE XZY3			

※更生(リトレッド)タイヤは前輪に使用できないなど、安全性、経済性を損なうおそれがあることから、助成対象として認めない。  
 ※上記にない場合でもエコタイヤである場合がありますので、トラック協会にお問い合わせをお願いします。

# 携帯型アルコール検知器導入助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、携帯型アルコール検知器導入助成（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、携帯型アルコール検知器を導入する費用の一部を協会が助成することにより、感染症等の感染予防と輸送の安全確保をはかることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱における携帯型アルコール検知器とは、貨物自動車運送事業法に定める点呼を実施する場合に、運転者のアルコール検査を行うための機器（以下、「機器」という。）とする。

対象機器は、アルコール検知器協議会が認定した携帯型アルコール検知器に限る（安全装置等導入促進助成金との併用は不可）。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、富山県内の営業所に、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たに助成対象となる機器を導入（一括、割賦）、又はリースで購入支払いを完了した（リースの場合はリース開始日、割賦購入の場合は支払開始日が令和8年2月20日より以前であることが必要）、定款第5条第1号で規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 1会員あたりの台数は、令和7年4月1日現在の協会会員名簿届出車両台数を限度とする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、機器の導入価格（消費税を含まない。）の2分の1（千円未満切捨て）とし、1台につき5,000円を限度に予算の範囲内で交付する。

## (助成金の請求並びに提出期限)

第5条 会員は機器の導入、支払いを完了したときは、導入完了日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内（月毎にまとめて都度提出）又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 機器の導入にかかる請求書、領収書の写し（導入した機器のメーカー名・機器名称・型式・価格等が記載されたもの）
- (2) その他必要と認める書類

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

#### **(助成金の交付)**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### **(助成金の返還及び機器の処分の制限)**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該機器が導入の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該機器が使用できなくなったとき
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき
- (4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

3 会員は、1年を経過するまでの期間は、対象機器を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ「機器処分承認申請書（第2号様式）」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

#### **(報 告)**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### **(その他必要な事項)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

#### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年12月15日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

携帯型アルコール検知器対象機器一覧

令和7年4月1日 現在

メーカー名	機器名称	型式	認定番号	追加・変更
(株)タニタ	アルプロ	FC-1000	JB10001-2	
		FC-1000D	JB10001-3	
		FC-1200	JB10001-5	
		FC-1200F	JB10001-6	
		HC-310	JB10001-23	
		FC-1500	JB10001-32	
		FC-1500F	JB10001-33	
		FC-800/FC810	JB10001-36	
	アルコールチェッカー	EA-100	JB10001-14	
EA-100E		JB10001-28		
アルコールセンサー	HC-211	JB10001-22		
中央自動車工業(株)	ソシアック・アルファ	SC-402	JB10001-12	
	ソシアック・アルファ・ネクスト	SC-403	JB10001-13	
	ソシアック	SC-103	JB10001-19	
	ソシアック・エクス	SC-202	JB10001-20	
	ソシアック・プロ	SC-302	JB10001-21	
	ソシアック・ネオ	SC-502	JB10001-30	
	NEO BLUE	NEB-601	JB10001-35	
テックウエルインターナショナル(株)	i-Checker	FT-001	JB10001-24	
	i-Checker II	FT-001A	JB10001-25	
	i-Checker III	FT-003	JB10001-26	
(株)パイ・アール	アルキラーW	AKL-001	JB10001-8	
	アルキラーPlus	FT-002	JB10001-11	
	Alkiller NEX	NEX-F SET	JB10001-39	
		NEX-A SET	JB10002-74	
		NEX-E	JB10003-75	
フィガロ技研(株)	フーゴプロ	FALC-11	JB10001-9	
	フーゴスマート	FALC-21	JB10001-17	
	フーゴスマートBt	FALC-31	JB10001-18	
(株)JVCケンウッド	アルコール検知器	CAX-AD100	JB10001-29	
		CAX-AD300/RAD300	JB10001-34	
東海電子(株)	ALC-Mobile II	T-ALC-MB200	JB10001-16	
	ALC-Mobile III	T-ALC-S100	JB10002-54	
(株)オムニ	日本製ポータブルアルコールチェッカー	OMHC-AC002/OMJ-ACMD001	JB10002-62	
	充電式アルコールチェッカー	OMC-ACMD001	JB10002-69	
MIクリエーションズ(株)	アルコールチェッカー	MI-ALC-01	JB10002-43	
エレコム(株)	アルコールチェッカー	HCS-AC01BTWH/BK	JB10002-56	

(株)オウルテック	半導体式アルコールチェッカー	OWL-ALC01-BK2/OWL-ALC01R-WH2	J B 10002-68	
(株)キングジム	アルコールチェッカー	BAC10	J B 10002-47	
		BAC100	J B 10002-48	
(株)グロックス	アルコール検知器AC002	GX-AC002	J B 10002-40	
	アルコール検知器AC003	GX-AC003	J B 10002-49	
(株)慶洋エンジニアリング	アルコールセンサー	AN-S094	J B 10002-46	
小林製薬(株)	RABLISS電気化学式アルコールチェッカー	K0275	J B 10002-59	
		K0276	J B 10003-73	
(株)コムテック	VMC70A	VMC70A	J B 10002-38	
(株)コンテック	アルコールテスター-303	KE-303	J B 10002-42	
	アルコールテスター	KE-304	J B 10002-63	
(株)サンコーテクノ	呼気アルコール検知器	AF-50AD	J B 10002-66	
SEIKOIST(株)	スマート アルコールチェッカー	XENSE 82BT	J B 10002-44	
	SEIKOIST(株)	XENSE 83BT/BTW	J B 10002-55	
(株)ドウシシャ	DOSHISHAアルコール検知器	DAC-2301	J B 10002-64	
日本鋭明技術(株)	シュノムナー-AD	AD-AL001	J B 10002-51	
(株)パーマンコーポレーション	アルコールチェッカー	PAC30	J B 10002-37	
(株)藤田電機製作所	アルコールチェッカー	FA-900/FA900M	J B 10002-45	
(株)ミツバサンコーワ	アルコールチェッカー	MC-001	J B 10002-65	
(株)ライノプロダクツ	半導体センサー式アルコールチェッカー	ACT-60	J B 10002-50	
	燃料電池センサー式アルコールチェッカー	ACT-200	J B 10002-53	
リンクサス(株)	2WEYアルコールチェッカー	LX-DALC-JB	J B 10003-67	
(株)レッツ・コーポレーション	耐検ハチ公	L-ACCH/L-ACCH-BT	J B 10002-41	
新東工業(株)	DRACHE	DRCX	J B 10002-70	
(株)ユビテック	アルコール検知器	AFM-P3	J B 10002-71	
矢崎エナジーシステム(株)	電気化学式アルコール検知器 draino	YAE-100H/YAE-100S/YAE-100D	J B 10002-72	

# 環境対応車導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## （目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、貨物自動車運送事業の用に供する環境対応車の普及を促進するための、環境対応車導入に対する助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、もって環境対応車の導入促進を図り、温室効果ガス排出削減と地球環境の保存を図ることを目的とする。

## （定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）「環境対応車」とは、貨物自動車運送事業の用に供する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車（以下「検査済自動車」という。）であって、車両総重量2.5トン超の天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及び電気自動車、燃料電池自動車をいう。

（2）「事業者」とは、協会の会員であって、環境対応車を「リース」又は「購入（一括、割賦）」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

## （助成の対象事業）

第3条 協会は、定款第5条第1号に規定する正会員が環境対応車を導入する場合、その費用の一部に充てるための助成金を予算の範囲内で交付する。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 一事業者あたりの助成台数は3台を上限とする。

## （助成金の交付額）

第4条 前条の助成金の交付額は、別表に示すとおりとする。ただし、地方公共団体等による補助があるときは、助成額を変更することができる。

2 消費税は助成の対象外とする。

## （車両の登録）

第5条 助成金の対象となる車両は、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日までに登録を完了するものでなければならない。

2 前項の登録は初度登録でなければならない。

## （交付申請）

第6条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、当該助成金の交付を申請

する日の属する会計年度の1月31日までに「環境対応車導入促進助成金交付申請書（第1号様式）」を協会に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

（交付決定）

第7条 協会は、前条第1項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは交付の決定を行い、「環境対応車導入促進助成金交付決定通知書（第2号様式）」により事業者に通知する。

2 協会は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（導入実績報告及び助成金の請求）

第8条 事業者は、環境対応車導入事業が完了したときは、完了の日から1か月以内に又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日のいずれか早い日までに、リースによる導入のときは「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（第3号様式の1）」を、購入による導入のときは「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）（第3号様式の2）」を協会に提出しなければならない。

（助成金の確定及び交付）

第9条 協会は、前条の「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（助成金交付請求書）」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該車両がリースによる導入の場合は事業者のリース契約先に対して、購入による導入の場合は事業者に対して、それぞれ「環境対応車導入促進助成金交付確定通知書（第4号様式）」により通知し、助成金を交付する。

（申請の変更・取下げ）

第10条 事業者は、交付決定後、申請内容を変更するときは、あらかじめ「環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書（第5号様式）」を協会に提出しなければならない。

2 事業者は、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに「環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書（第6号様式）」を協会に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付決定の取消しと助成金の返還）

第11条 事業者は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した車両を管理しなければならない。

2 事業者又は交付の対象となった車両が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は当該車両に係る助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。但し、当該車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過したとき

以降に発生したものについてはこの限りでない。

- (1) 助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他この要綱、法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき。
- (2) 事故又は火災等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該車両が使用できなくなったとき。
- (4) 事業者が協会を退会し又は除名されたとき。
- (5) 使用の本拠の位置を富山県以外に変更したとき。

3 前項の場合において、当該取消し等に係る助成金が、既に事業者へ交付されているときは、協会は、事業者に対し期限を定めてその返還を求めることができる。

(財産の処分の制限)

第12条 事業者は、交付対象となった車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保(以下「処分」という。)に供し又は使用の本拠の位置を富山県以外に変更してはならない。ただし、あらかじめ「財産処分承認申請書(第7号様式)」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

(報告)

第13条 協会は、事業者に対し本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

(その他必要な事項)

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

(助成金の返還)

第15条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

(附則)

第1条 本要綱は平成15年8月22日より実施する。

(附則)

第1条 本要綱は平成16年3月29日より実施する。

第2条 改定前の要綱(平成15年8月22日制定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

第1条 本要綱は平成17年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成16年3月29日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成18年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成17年3月28日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成19年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成18年3月27日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成20年5月27日より実施する。ただし、第6条の規定にかかわらず平成20年4月1日より5月26日までの間に登録が完了した車両の申請についても受け付けることとする。

第2条 改定前の要綱（平成19年3月20日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成21年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成20年5月26日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成22年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成21年3月12日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成23年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成22年3月26日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成24年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成23年3月25日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成25年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成24年3月29日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

（附則）

第1条 本要綱は平成26年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱（平成25年3月29日改定）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

は、なお従前の例によるものとする。

(附則)

第1条 本要綱は平成27年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱(平成26年3月19日改定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

第1条 本要綱は平成28年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱(平成27年3月23日改定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

第1条 本要綱は平成29年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱(平成28年3月14日改定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

第1条 本要綱は平成30年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱(平成29年3月13日改定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

第1条 本要綱は2019年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱(平成30年3月13日改定)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱(平成31年3月12日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附則)

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施する。

第2条 改定前の要綱(令和2年3月16日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(令和3年3月15日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(令和4年3月14日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

(附 則)

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

別表 助成金の交付額（第4条関係）

導入区分	助 成 額
購 入	定 額 (ただし、別に定めるものとし、消費税を含まない。)
リース	定 額 (ただし、別に定めるものとし、消費税を含まない。)

## 参考車両型式

令和7年2月現在

- ・実施要領3. および5. に定める助成対象車両について、参考として車両型式を下記に示す。

### 【天然ガス自動車（新車）】 実施要領3(1)関係

メーカー（五十音順）		区 分		
		小型	中型 <sup>注1</sup>	大型 <sup>注1</sup>
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【  】	【  】
	型式	TFG-NJR82AN TFG-NKR82ZAN TFG-NPR82ZN	-	-

注1：令和7年2月現在、対応車両なし／新型など情報発表され次第追加

### 【ハイブリッド自動車（新車）】 実施要領3(2)関係

メーカー（五十音順）		区 分		
		小型	中型 <sup>注1</sup>	大型
いすゞ自動車	【車名】	【エルフ】	【  】	【  】 <sup>注1</sup>
	型式	2SG-N*R88AM 2SG-N*R88M	-	-
トヨタ自動車	【車名】	【ダイナ/トヨエース】	【  】	【  】 <sup>注1</sup>
	型式	2SG-XKC6** 2SG-XKU6** 2SG-XKU6**A 2SG-XKU7** 2QG-XKU7**	-	-
日野自動車	【車名】	【デュトロ】	【  】	【プロフィア】
	型式	2SG-XK****M 2SG-XK****X 2QG-XK****M 2QG-XK****X	-	2NG-FR1AHH 2NG-FR1AHS 2NG-FW1AHH 2NG-FW1AHS

注1：令和7年2月現在、対応車両なし／新型など情報発表され次第追加

【電気自動車（新車）】実施要領3(3)関係

メーカー（五十音順）		区 分		
		小型 注1	中型 注2	大型 注2
いすゞ自動車	【車名】	【エルフEV】	【  】	【  】
	型式	ZAB-N*R48AF ZAB-N*R48AM	-	-
日野自動車	【車名】	【デュトロZEV】	【  】	【  】
	型式	ZAB-XED100V ZAB-XED100	-	-
三菱ふそう トラック・バス	【車名】	【キャンター】	【  】	【  】
	型式	ZAB-FE*** 2PG-FEBS0改 2RG-FEB80改	-	-

注1：令和5年度の「商用車の電動化促進事業」において事前登録された型式。

注2：令和7年2月現在、対応車両なし

【燃料電池自動車（新車）】実施要領3(4)関係

メーカー（五十音順）		区 分		
		小型 注1	中型 注2	大型 注2
いすゞ自動車	型式	2RG-NPR88AN改	-	-
トヨタ自動車	型式	2RG-NPR88AN改	-	-

注1：令和5年度の「商用車の電動化促進事業」において事前登録された型式。

注2：令和7年2月現在、対応車両なし

令和7年度環境対応車導入促進助成金交付額一覧

(単位：円)

対象となる車両		全ト協	県ト協	計
天然ガス自動車	大型	1,000,000	0	1,000,000
	中型	459,000	458,000	917,000
	小型	122,000	121,000	243,000
ハイブリッド自動車	大型	600,000	0	600,000
	中型	335,000	335,000	670,000
	小型	97,000	96,000	193,000
電気自動車	小型	300,000	0	300,000
燃料電池自動車	小型	300,000	0	300,000

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

会 社 名

代 表 者 名

連 絡 先

担当者名

### 環境対応車導入促進助成金交付申請書

環境対応車導入促進助成金交付要綱第6条の規定に基づき、助成金の交付について、下記のとおり申請します。

#### 記

#### 1 導入方法

リース 台

購 入 台

#### 2 導入の内容

別添のとおり

#### 3 助成金交付申請額

\_\_\_\_\_ 円

#### 4 添付書類

(1) 承諾書（第1号様式の2）

(2) 見積書（写）

富ト協受付印

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

会 社 名

代 表 者 名

## 承 諾 書

環境対応車導入促進助成金の交付申請にあたり、環境対応車導入促進助成金交付要綱第12条の規定に基づき、助成金の対象となる車両に関し下記事項を遵守することを承諾いたします。

### 記

- 1 助成金の交付対象となる車両（以下「対象車両」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- 2 対象車両が初度登録の日から起算して法定耐用年数を経過するまでの期間、対象車両を協会の承認を得ることなく譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供し、又は使用の本拠の位置を富山県以外に変更しないこと。

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

会 社 名

代 表 者 名

連 絡 先

担当者名

## 環境対応車導入促進助成金事業実績報告書（リース）

環境対応車導入促進助成金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

1 交付決定通知番号（確認番号）

2 事業所の名称

3 対象車両

（1）種 別（該当するものに○を付ける）

天然ガス自動車 ・ ハイブリッド自動車 ・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車

（2）台 数 \_\_\_\_\_台

4 車両登録日 令和 年 月 日

5 車両登録番号

6 助成金の内訳

7 添付書類

（1）リース契約書の写し

（2）導入した環境対応車の自動車検査証記録事項の写し

（注）車両が2台以上の場合は、項目1～6までの内訳を別紙に記載し、添付すること。

令和 年 月 日

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

会 社 名

代 表 者 名

連 絡 先

担当者名

環境対応車導入促進助成金事業実績報告書（購入）  
（助成金交付請求書）

環境対応車導入促進助成金交付要綱第8条の規定に基づき、助成金の支払いについて、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定通知番号（確認番号）

2 対象車両

（1）種 別（該当するものに○を付ける）

天然ガス自動車 ・ ハイブリッド自動車 ・ 電気自動車 ・ 燃料電池自動車

（2）台 数 \_\_\_\_\_台

3 車両登録日 令和 年 月 日

4 車両登録番号

5 助成金請求額 \_\_\_\_\_円

6 振込先銀行口座

\_\_\_\_\_銀行 \_\_\_\_\_支店 \_\_\_\_\_預金 口座番号 \_\_\_\_\_

7 添付書類

（1）導入した環境対応車の自動車検査証記録事項の写し

（2）車両代金支払いに係る請求書及び領収書（写）

（注） 1 車両が2台以上の場合は、項目1～6までの内訳を別紙に記載し、添付する。

2 地方自治体等の助成がある場合は、その明細を記載する。

リース事業者用

(全日本トラック協会あて請求様式)

年 月 日

## 環境対応車導入促進助成金請求書

公益社団法人全日本トラック協会  
会長 坂本 克己 殿

(リース事業者) 名 称  
住 所  
代表者氏名

印

環境対応車導入促進助成金交付要綱第8条に基づき、助成金の交付について、下記の通り請求します。

記

請求金額 金 円

## ○ 請求内容

・導入事業者名	
・導入事業者の所属協会名	
・確認番号(トラック協会番号)	
・登録年月日及びリース期間	年 月 日 (ヶ月)
・メーカー・車名(通称名) ・車種クラス	小 ・ 中 ・ 大
・登録番号	

注 小：最大積載量4トン未満／中：最大積載量4トン以上／大：車両総重量12トン超

## ○ 振込先銀行口座

・口座名義人 (住所) (氏名)	
・振込先金融機関	銀行 支店
・預金種別	普通 ・ 当座
・口座番号	
・担当者連絡先(リース事業者) (所属等・氏名) (電話・FAX)	TEL FAX

※ 車両1台ごとに作成

## 環境対応車導入促進助成金請求書

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

(リース事業者) 名 称  
住 所  
代表者氏名

印

標記助成金について、下記の通り請求します。

記

請求金額 金 円

## ○ 請求内容

・ 導入事業者名	
・ 導入事業者の所属協会名	
・ 確認番号 (トラック協会番号)	
・ 登録年月日及びリース期間	年 月 日 ( ヶ月)
・ メーカー・車名 (通称名) ・ 車種クラス	小 ・ 中 ・ 大
・ 登録番号	

注 小：最大積載量4トン未満／中：最大積載量4トン以上／大：車両総重量12トン超

## ○ 振込先銀行口座

・ 口座名義人 (住 所) (氏 名)	
・ 振込先金融機関	銀行 支店
・ 預金種別	普通 ・ 当座
・ 口座番号	
・ 担当者連絡先 (リース事業者) (所属等・氏名) (電話・FAX)	TEL FAX

※1. 添付書類 ・ 自動車検査証記録事項 (写) ・ リース契約書 (写)

・ その他都道府県トラック協会が求める書類

※2. 車両1台ごとに作成

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

会 社 名

代 表 者 名

連 絡 先

担当者名

### 環境対応車導入促進助成金交付申請変更届出書

令和 年 月 日付環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り変更することとしたので、環境対応車導入促進助成金交付要綱第10条に基づき、届け出ます。

#### 記

1. 確 認 番 号 :
2. 変 更 内 容 ( 理 由 ) :

富ト協受付印

令和 年 月 日

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

会社名

代表者名

連絡先

担当者名

### 環境対応車導入促進助成金交付申請取下届出書

令和 年 月 日付環境対応車導入促進助成金交付申請については、下記の通り取り下げることとしたので、環境対応車導入促進助成金交付要綱第10条に基づき、届け出ます。

#### 記

1. 確認番号:

2. 対象車両:

(1) 種別 (該当するものに○を付ける)

天然ガス自動車 ・ ハイブリッド自動車 ・ 電気自動車

(2) 車名及び車種 \_\_\_\_\_

(3) 型式 \_\_\_\_\_

(4) 台数 \_\_\_\_\_ 台

富ト協受付印

# 健康診断受診促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）の会員が、会員事業所の役職員に対し、「労働安全衛生法（昭和47年6月8日法律第57号）」で規定される健康診断（以下、「健診」という。）を受診させることに要した費用の一部を協会が助成することにより、定期健康診断受診率の向上をはかるとともに、健康状態に起因する事故の防止に寄与することを目的とする。

## (定 義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「雇入時の健康診断」とは、「労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）」（以下、「規則」という。）第43条に定める健診をいう。
- (2) 「定期健康診断」とは、規則第44条に定める健診をいう。
- (3) 「特定業務従事者の健康診断」とは、規則45条に定める健診をいう。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、定款第5条第1号に規定する正会員が、富山県内に所属する事業所従業員に対し、令和7年4月1日から令和8年2月20日までに、前条各号に掲げる健診を受診、支払いを完了させた場合とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

- 2 1会員あたりの助成限度は、令和7年4月1日現在の協会会員名簿届出車両台数の2倍を限度とする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、前条第2項で定める数を限度に、第2条各号で定める健診受診者1名につき2,000円（助成対象期間に定期健康診断と深夜業等に従事する特定業務従事者の健康診断を受診したものは4千円）を受診人数に乗じた金額を交付する。

## (助成金の請求並びに提出期限)

第5条 会員は、健康診断を受診、支払いを完了したときは、当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

- 2 同一年度内における助成金の請求は、1会員1回限りとする。

- 3 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。
- (1) 健診にかかる請求書の写し（会社宛のもので受診者名又は受診人数がわかるもの）
  - (2) 健診にかかる領収書の写し（会社宛のもの）
  - (3) 健診にかかる受診者名簿（第3号様式）（請求書もしくは領収書等に受信者名が明記してある場合は不要）
- 4 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

#### **（助成金の交付）**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### **（助成金の返納）**

第7条 協会は、会員からの請求内容が事実と相違することが判明した場合は、助成金の返納を求め、会員は速やかに助成金を返還しなければならない。

#### **（報告の義務）**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### **（その他）**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

#### **（助成金の返還）**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

- 2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

#### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

#### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

#### **（附 則）**

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

健康診断受診促進助成申請に係る受診者名簿

会 社 名

No.	1回目受診者（定期・雇入時）		2回目受診者のみ記入（深夜従事者）	
	受診日	受診者名	受診日	医療機関名
例	4/15	〇〇 〇〇	11/10	〇〇病院
	4/15	△△ △△	/	
1	/		/	
2	/		/	
3	/		/	
4	/		/	
5	/		/	
6	/		/	
7	/		/	
8	/		/	
9	/		/	
10	/		/	
11	/		/	
12	/		/	
13	/		/	
14	/		/	
15	/		/	
16	/		/	
17	/		/	
18	/		/	
19	/		/	
20	/		/	

※不足する場合は、コピーして使用して下さい。

※医療機関の受診者名簿の添付により、この受診者名簿に代えることができます。（2回目受診者（深夜従事者）には、わかるように印をつけて下さい。）

# 脳健診（脳ドック・脳MRI）受診促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## （目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）の会員が、会員事業所に雇用されているトラック運転者に対し、事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案の中で最も多い、脳血管疾患について早期発見、早期治療を図るために実施する脳健診（脳ドック・脳MRI）を受診させることに要した費用の一部を協会が助成することにより、健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

## （助成対象）

第2条 助成の対象は、定款第5条第1号に規定する正会員が、富山県内に所属する事業所トラック運転者に対し、令和7年4月1日から令和8年2月20日までに、脳健診（脳ドック・脳MRI）を受診、支払いを完了した場合とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 1会員当たり助成人数は、30名を上限とする。

## （助成対象検査）

第3条 医療機関又は健診機関（（一社）運転従事者脳MRI健診支援機構を通じて受診するものも対象）で実施する下記のものが対象。

### （1）脳ドック

MRI（磁気共鳴断層撮影診断）、MRA（磁気共鳴血管撮影）、を含み、脳波検査、心電図検査などを組み合わせたもの。

### （2）脳MRI健診

MRI（磁気共鳴断層撮影診断）、MRA（磁気共鳴血管撮影）のみを行うもの。

## （助成金の交付額）

第4条 助成金の交付額は、受診者1名につき検査費用（消費税を含まない。）の2分の1（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て）、上限1万円を予算の範囲内で交付します。

## （助成金の請求並びに提出期限）

第5条 会員は、会員は脳健診（脳ドック・脳MRI）を受診、支払いを完了したときは、受診日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内（月毎にまとめて都度提出）又は当該助成金の交付を申請する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

(1) 脳健診（脳ドック・脳MRI）にかかる請求書の写し（会社宛のもので検査項目、受診者名が確認できるもの）

(2) 脳健診（脳ドック・脳MRI）にかかる領収書の写し（会社宛のもの）

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

#### **（助成金の交付）**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### **（助成金の返納）**

第7条 協会は、会員からの請求内容が事実と相違することが判明した場合は、助成金の返納を求め、会員は速やかに助成金を返還しなければならない。

#### **（報告の義務）**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### **（その他）**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

#### **（助成金の返還）**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

(1) 本要綱に定める事項に違反したとき

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

#### **（附 則）**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

#### **（附 則）**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

# 免許等取得促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）の会員が、会員事業所の従業員に対し、道路交通法で規定される大型自動車免許（以下、「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下、「中型免許」という。）、準中型自動車免許（以下、「準中型免許」という。）、大型特殊自動車免許（以下、「大型特殊免許」という。）、けん引免許及び受験資格特例教習（経験課程、年齢課程+経験課程）（以下、「特例教習」という。）、外免切替講習を取得させ又は労働安全衛生法で規定されるフォークリフト運転技能講習（以下、「フォークリフト講習」という。）、ショベルローダー等運転技能講習（以下、「ショベルローダー講習」という。）、はい作業主任者技能講習（以下、「はい作業講習」という。）、小型移動式クレーン運転技能講習（以下、「小型移動式クレーン講習」という。）、玉掛け技能講習、車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了証、又は消防法で規定される危険物取扱者（甲種・乙種）（以下、「甲種・乙種危険物取扱者」という。）の免状、又は高圧ガス保安法で規定される高圧ガス移動監視者講習の修了証、又は毒物及び劇物取締法で規定される毒物劇物取扱者（一般・農業用品目・特定品目）（以下、「毒物劇物取扱者」という。）を取得させることに要した費用の一部を協会が助成することにより、従業員の資質向上をはかるとともに、労働力の確保及び交通労働災害事故防止対策、ひいては安定した輸送サービスの提供に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「大型免許」、「中型免許」、「準中型免許」、「大型特殊免許」、「けん引免許」とは、道路交通法第84条及び第85条に定める運転免許をいう。
- (2) 「特例教習」とは、道路交通法の一部を改正する法律等の施行により令和4年5月13日から、大型免許、中型免許、二種免許の受験資格が緩和され、特例教習を修了することにより、19歳以上で、かつ、普通免許等を受けていた期間が1年以上あればこれらの免許を受験することができる教習をいう。
- (3) 「外免切替講習」とは、外国人ドライバー採用支援のため、外免切替（外国免許切替手続）に合格するための講習をいう。
- (4) 「フォークリフト講習」、「ショベルローダー講習」、「はい作業講習」、「小型移動式クレーン講習」、「玉掛け技能講習」、「車両系建設機械運転技能講習（整地・運搬・積込み用及び掘削用）」、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」とは、労働安全衛生法第76条に定める技能講習をいう。
- (5) 「甲種・乙種危険物取扱者」とは、消防法第13条に定める危険物取扱者免状をいい、丙種危険物取扱者免状は除く。
- (6) 「高圧ガス移動監視者講習」とは、高圧ガス保安法第23条に定める講習をいう。

(7)「毒物劇物取扱者」とは、毒物及び劇物取締法第7条及び第8条で規定される毒物劇物取扱責任者となることができる資格をいう。

### **(助成対象)**

第3条 助成の対象は、定款第5条第1号に規定する正会員が、富山県内に所属する事業所従業員に対し、令和7年4月1日から令和8年2月20日までに、前条各号に掲げる免許又は修了証（以下、「免許等」という。）を取得させるために、会員が教習機関等（県外教習機関での取得も助成対象となります。（但し、合宿免許での取得は対象となりません。))に支払い、事業所従業員が取得した場合の費用を対象とする。令和7年4月1日以前に受講料を納付し、既に受講を開始している場合は、対象と認めない。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

### **(助成金の交付額)**

第4条 前条の助成金の交付額は、免許等の取得に要した費用（受講料、教本・テキスト代、その他手数料（富山県収入証紙）をいい、消費税は含まない。）の2分の1（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て）に、取得人数を乗じた金額とし、予算の範囲内で交付する。

ただし、取得に要した費用の2分の1の金額が別表で定める助成上限額を超える場合は、その上限額までとし、国、地方自治体及びその他公的支援機関等が実施する助成制度等において補助金が交付される場合は、当該補助金及び助成金の合計が免許等の取得に要した費用を超えない範囲で交付する。

### **(助成金の請求並びに提出期限)**

第5条 会員は免許等を取得したときは、免許取得日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内（月毎にまとめて都度提出）又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 免許等の取得にかかる請求書（受講料がわかるもの、パンフレット可）、領収書の写し（領収書に受講料、教材費が明記してある場合は領収書のみでも可）
- (2) 取得した免許等の写し、特例教習を修了した者は、修了証明書の写し

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

### **(助成金の交付)**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

### **(助成金の返納)**

第7条 協会は、会員からの請求内容が事実と相違することが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

### **(報告の義務)**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

### **(その他)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成28年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

## 免許等取得促進助成対象及び1人当たり助成上限額

免許等区分	1人当たり助成上限額
特 例 教 習 (経験課程、経験課程+年齢課程)	150,000円
大 型 免 許	150,000円
中 型 免 許 (8トン限定解除含む)	100,000円
準 中 型 免 許 (5トン限定解除含む)	50,000円
大 型 特 殊 免 許	50,000円
け ん 引 免 許	50,000円
外 免 切 替 講 習	40,000円
フ ォ ー ク リ フ ト 講 習	10,000円
シ ョ ベ ル ロ ー ダ ー 講 習	10,000円
は い 作 業 講 習	3,000円
小 型 移 動 式 ク レ ー ン 講 習	10,000円
玉 掛 け 技 能 講 習	10,000円
車 両 系 建 設 機 械 運 転 技 能 講 習 (整地・運搬・積込み用及び掘削用)	30,000円
特定化学物質及び四アルキル鉛等 作業主任者技能講習	5,000円
甲 種 ・ 乙 種 危 険 物 取 扱 者	5,000円
高 圧 ガ ス 移 動 監 視 者 講 習	5,000円
毒 物 劇 物 取 扱 者	5,000円

※助成金の交付額は、取得に要した費用(受講料、教本・テキスト代、その他手数料(富山県収入証紙)を含み、消費税は含まない。)の2分の1(千円未満切捨て)とし、その金額が上記の上限額を超える場合は、上記の上限額までとする。

※本助成事業の申請にあたり、国、地方自治体及びその他団体等が実施する助成制度等において補助金が交付される場合は、当該補助金及び助成金の合計が免許等の取得に要した費用を超えない範囲で交付。

# ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）並びに一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行うトラックドライバー又は安全運転管理者等（以下、「ドライバー等」という。）に対する安全教育訓練の実施を促進するための助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、従業員の資質向上をはかるとともに、交通労働災害事故防止対策、ひいては安定した輸送サービスの提供に寄与することを目的とする。

## (資格・要件)

第2条 助成対象となる事業者（以下、「助成対象事業者」という。）は、定款第5条第1号で定める正会員であって、第3条に定める安全教育訓練施設（以下、「研修施設」という。）に自社のドライバー等を派遣し、安全教育訓練を実施する会員事業者とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

## (助成対象研修施設)

第3条 助成対象となる研修施設は別表1に掲げるとおりとする。

## (助成対象研修等)

第4条 助成対象となる研修は、安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、協会が指定する別表2、別表3、別表4の研修（令和8年2月20日までの受講分）とする。

2 1会員あたりの助成人数は、5名を上限とする。

## (助成額)

第5条 研修施設が実施する各種研修に対する助成金の額は次に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

### (1) 特別研修（2泊3日）（別表2）

特別研修については、研修受講料の7割とする。事業者の負担額は受講料の3割とし、百円未満は切り捨てとする。

ただし、助成金の交付を受けるドライバー等の所属営業所が、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施する「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の認定事業所である場合は、研修受講料の全額を助成する。

### (2) 一般研修（1泊2日）（別表3）

1名につき2万円を上限とする。

(3) 一般研修(1日)(別表4)

1名につき1万円を上限とする。

2 協会は助成対象事業者が他の団体等から別途助成金を受領する場合は、前項の規定にかかわらず協会助成金の額から当該金額を差し引くことができるものとする。

**(施設の予約と申込み)**

第6条 助成対象事業者は、受講しようとする研修施設に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。

**(受講料の納入)**

第7条 別表2の特別研修を受講する助成対象事業者は、受講開始日の7日前までに、当該研修施設に対して所定の受講料を納入しなければならない。受講開始日の7日前までに所定の受講料を納入しないときは、申込みを取下げたものと見なす。

2 別表3又は別表4の一般研修を受講する助成対象事業者は、受講当日直接研修施設に必要な受講料を支払うものとする。

**(助成金の請求及び提出期限)**

第8条 助成対象事業者は訓練実施後7日以内又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度2月20日(土日の場合はその前日)のいずれか早い日までに、オンライン方式による申請(以下「オンライン申請」という。)を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 研修受講料に係る「領収書」の写し
- (2) 研修を受けたドライバー等が作成した「研修参加報告書」
- (3) 当該研修施設が発行した「修了証」の写し

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

**(助成金の交付)**

第9条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

### **(報告の義務)**

第10条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

### **(取下げ又は受講中止等の場合の費用負担)**

第11条 助成対象事業者もしくはドライバー等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、助成対象事業者は研修受講料の一部又は全額を負担しなければならない。

- (1) 研修受講開始日の7日前を経過して申込みを取下げたとき。
- (2) 特別な事由無く、申込みをした研修を受講しないか、又は受講を途中で中止したとき。
- (3) 第8条に基づく所定の書類を添付した報告書の提出をしないとき。
- (4) 研修又は手続き等において、本要綱もしくは本事業の趣旨に反した行為、又は不適切な行為等があったとき。

### **(助成金の返還)**

第12条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成17年4月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成18年3月27日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成19年3月20日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成20年5月27日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

## 研修参加報告書

会社名・営業所名

氏名

## 事業改善のためご意見をお聞かせ下さい

## 1. 研修に参加した感想（○で囲んで下さい）

- A. 大変役に立った    B. 役に立った    C. どちらとも言えない  
D. あまり役に立たなかった    E. ほとんど役に立たなかった

## 2. 研修に参加後、自身に該当するものに1つだけ○をして下さい

- A. 今後の安全運転に対する自己改革ができた  
B. 自分の運転や業務に対する考え方が変わった  
C. 今までと同じ

A. またはB. を選択した方で、特に役に立った事項があれば具体的に書いて下さい

--

## 3. 研修内容について、今後受講したいと思う内容や改善点があれば書いて下さい

--

## 4. 受講した研修施設の設備・指導員等について

- A. 満足    B. 悪い    C. どちらでもない

--

## 5. その他、ご意見・お気づきの点があれば自由に書いて下さい

--

※ この様式以外のアンケートフォーマットでの代用可

ご協力ありがとうございました

（公社）全日本トラック協会

# 睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成金交付要綱

一般社団法人富山県トラック協会

## （目 的）

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が、会員に雇用されている運転者・荷扱手等（以下、「運転者等」という。）に対する「睡眠時無呼吸症候群」（以下、「SAS」という。）のスクリーニング検査を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）と協力して、SASの早期発見、早期治療を促進し、健康起因事故防止及び労働災害事故防止に寄与することを目的とする。

## （資格・要件）

第2条 助成の対象は、令和7年4月1日以降新たにSASスクリーニング検査を雇用している運転者等に受診させた、定款第5条第1号で規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 1会員あたりの助成人数は、令和7年4月1日現在の協会会員名簿届出車両台数の2倍を限度とする。ただし100名を超える場合には、100名を限度とする。

## （助成対象検査・医療機関）

第3条 助成対象検査・医療機関は、全ト協が認めたSAS対策に積極的に取り組んでいる検査・医療機関とする。

## （助成対象検査）

第4条 助成対象検査は、SASスクリーニング検査のうち健康保険適用外である第一次検査（簡易アンケートによるチェック、解析、判定）及び第二次検査（フローセンサ法やパルスオキシメトリ法による簡易スクリーニング検査）とする。ただし、各検査において、実際にかかった費用を超えない範囲で交付する。

## （助成額）

第5条 助成金の交付額は、第一次検査については1千円、第二次検査については4千円を1名あたりの上限とし、それらを合計し、予算の範囲内で交付する。

ただし、国の補助金との併用不可。

## （検査の予約と申し込み）

第6条 会員は、検査を受けようとする検査・医療機関に予約し、「睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査申込書兼委任状（第2号様式）」（以下「申込書兼委任状」という。）に署名し、正本を検査・医療機関に提出し受診する。

### **(助成金の請求及び提出期限)**

第7条 会員は、検査終了後又は支払日のいずれか遅い日からから30日以内又は当該助成金の交付を申請する会計年度の2月20日(土日の場合はその前日)のいずれか早い日までにオンライン方式による申請(以下「オンライン申請」という。)を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 当該検査・医療機関の検査費明細書の写し(受診者名が確認できるもの)
- (2) 当該検査・医療機関の領収書の写し(会社宛のもの)

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

### **(助成金の交付)**

第8条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めるときは、会員に対して助成金を交付する。

### **(報告)**

第9条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

### **(その他必要な事項)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

### **(助成金の返還)**

第11条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は平成18年4月1日から実施する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は平成20年5月27日から実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成21年4月1日から実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成22年4月1日から実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成23年4月1日から実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成24年4月1日から実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成25年4月1日から実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成26年4月1日から実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成27年4月1日から実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成28年4月1日から実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

第2条 改正前の要綱(平成27年3月23日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成29年4月1日から実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は平成30年4月1日から実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は2019年4月1日から実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は令和2年4月1日から実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改正前の要綱(平成31年3月12日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は令和3年4月1日から実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改正前の要綱(令和2年3月16日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は令和4年4月1日から実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改正前の要綱(令和3年3月15日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

第2号様式

( 会員事業者 → 検査・医療機関 )

トラック運転者の睡眠時無呼吸症候群に係る

スクリーニング検査申込書兼委任状

令和 年 月 日

殿 (検査を申込みされる検査・医療機関名をご記入ください。)

事業者名	(連絡責任者) 役職・氏名
代表者名	電話番号
住所	〒 -

1. 私(申込者)は、睡眠時無呼吸症候群(以下「SAS」という。)のスクリーニング検査申込にかかわる一切の事務及びSAS スクリーニング検査結果の受領については、上記事業者者に委任致します。また、検査の結果、「精密検査が必要」と判断された場合は、SAS が原因と思われる健康起因事故及び労働災害事故を未然に防止することから検査・医療機関ならびに事業者の指導に従うことを同意致します。
2. 私(事業者)は、申込者の検査結果から得た個人情報保護に充分配慮するとともに、検査結果を理由に、解雇や配置転換など申込者の不利益の無いようにすることを同意致します。
3. 私(事業者、申込者)は、SAS スクリーニング機器の取り扱いについては充分注意致します。なお、不手際により破損、紛失等が生じた場合は相当額を賠償致します。
4. 正本は検査・医療機関に提出し、事業者は写しを保管する。なお、申込者より本状の写しを求められたときは当該者の欄のみの写しを渡す。

※ 検査・医療機関及び事業者は、個人情報保護法にもとづき、本状の取り扱いについて目的外利用並びに紛失、流失などの無いよう充分注意すること。

No.	機器No.	申込者氏名	ふりがな	同意年月日
1				年 月 日
2				年 月 日
3				年 月 日
4				年 月 日
5				年 月 日

No.	機器No.	申込者 氏名	氏名ふりがな	同意年月日
6				年 月 日
7				年 月 日
8				年 月 日
9				年 月 日
10				年 月 日
11				年 月 日
12				年 月 日
13				年 月 日
14				年 月 日
15				年 月 日
16				年 月 日
17				年 月 日
18				年 月 日
19				年 月 日
20				年 月 日

(注)都道府県トラック協会への申請(様式1-1)の提出はお済みでしょうか。  
事前の申請がない場合は、助成が受けられない場合がありますので、ご注意ください。

# 血圧計導入促進助成金交付要綱

一般社団法人富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、血圧計導入促進にかかる助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）と協力して、健康に起因する事故の防止をはかるため、脳・心臓疾患の要因となる高血圧の予防に有効な血圧計の普及を促進することを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱における助成対象機器は、全ト協が定める基準を満たした管理医療機器かつ特定保守管理医療機器である全自動血圧計（以下、「機器」という。）とする。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、富山県内の営業所に、令和7年4月1日から令和8年2月20日まで新たに機器を購入（一括、割賦）により導入（リースは除く）、支払いを完了する（割賦購入の場合は支払開始日が令和8年2月20日より以前であることが必要）、定款第5条第1号で規定する正会員であって、資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員が300人以下の中小企業者とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 一会員あたりの助成台数は、1営業所につき1台を上限とする。

## (助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、機器の導入価格の2分の1（千円未満の端数がある場合はこれを切り捨て）とし、1台あたり10万円を限度に予算の範囲内で交付する。

なお、導入価格に消費税は含まない。

また、導入価格は、血圧計本体価格であり、プリンタ用紙などのオプション品や、連携ソフトの価格は含まない。

さらに、機器の導入価格が自動点呼機器等の導入費用に含まれていて不明な場合は、当該機器の販売会社へ、機器導入価格の分かる書類の発行を依頼する。

ただし、国等の補助金及び助成金がある場合は、その合計額が機器の導入価格を超えない範囲で交付する。

## (助成金の請求並びに提出期限)

第5条 会員は機器の導入、支払いを完了したときは、導入完了日又は支払日のいずれか遅い

日から30日以内又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。

- (1) 機器の導入にかかる請求書、領収書の写し（導入した機器のメーカー名・機器名・型式・価格等が記載されたもの、割賦購入の場合は割賦販売契約書の写し）
- (2) 機器の保証書の写し
- (3) その他必要と認める書類

3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

#### **(助成金の交付)**

第6条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### **(助成金の返還及び機器の処分の制限)**

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した機器を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった機器が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該機器が導入の日から起算して6年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該機器が使用できなくなったとき
- (3) 差し押さえ又は競売等により当該機器が使用できなくなったとき
- (4) 会員が協会を退会又は除名されたとき

3 会員は、6年を経過するまでの期間は、対象機器を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ「機器処分承認申請書（第2号様式）」により申請し、協会の承認を得た場合はこの限りでない。

#### **(報 告)**

第8条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

### **(その他必要な事項)**

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

### **(助成金の返還)**

第10条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

# 血圧計導入促進助成対象機器一覧

令和7年4月1日現在

メーカー名(50音順)	機器名称	型式
(株)エー・アンド・デイ	全自動血圧計 診之助 Slim	TM2657P-JC
		TM2657VP-JC
		TM2657WP-JC
		TM2657WVP-JC
オムロンヘルスケア(株)	自動血圧計 健太郎	HBP-9020-JP
		HBP-9021-JP
		HBP-9020
		HBP-9021
		HBP-9030
		HBP-9031C
		HBP-9035
		HBP-9036C
キヤノンマーケティングジャパン(株)	全自動血圧計	UDEX-i Type II
		UDEX-i 2 Type II
(株)スズケン	全自動血圧計	AC 05P
(株)タニタ	全自動血圧計	BP-900
		BP-910

## 中小企業大学校講座受講促進助成事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、中小企業大学校講座受講促進制度に関して必要な事項を定め、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）と協力して、トラック運送事業者の経営基盤のより一層の向上を図ることを目的とする。

### (受講対象者)

第2条 定款第5条第1号に規定する正会員であつて、法定中小企業者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社）の経営者、後継者及び管理者とする。

ただし、正会員であつても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

なお、会員中小企業者をもって構成されるトラック運送事業に係る共同組織の経営者、管理者も対象とする。

### (対象校)

第3条 国の人材養成機関である中小企業大学校9校及び金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus（Web講座）を対象とする。最寄校での受講を原則とするが、希望する講座名・受講期間等により最寄校以外での受講も妨げない。

学校名	〒	所在地	電話
旭川校	078-8555	北海道旭川市緑が丘東3条2-2-1	0166-65-1200
仙台校	989-3126	宮城県仙台市青葉区落合4-2-5	022-392-8811
三条校	955-0025	新潟県三条市上野原570	0256-38-0770
東京校	207-8515	東京都東大和市桜が丘2-137-5	042-565-1207
瀬戸校	489-0001	愛知県瀬戸市川平町79	0561-48-3400
関西校	679-2282	兵庫県神崎郡福崎町高岡1929	0790-22-5931
広島校	733-0834	広島県広島市西区草津新町1-21-5	082-278-4955
九州校	812-0024	福岡県福岡市博多区綱場町2-1 博多FDビジネスセンター3階	0949-28-1144
人吉校	868-0021	熊本県人吉市鬼木町梢山1769-1	0966-23-6800

※上記9校のほか、金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campusも対象とする。

※金沢キャンパス、四国キャンパスは、特定の校舎を持たず、北陸、四国各県の会議施設等で開講されるもの。

### (対象講座)

第4条 対象となる講座は、中小企業大学校の各校（金沢キャンパス、四国キャンパス、WEBee Campus含む）が定める講座であつて、次の各号に掲げるものとする。

- (1) トップのための経営戦略、経営計画等に関する講座
- (2) 実践的な財務管理、利益計画等に関する講座
- (3) 管理者のための人材育成、労務管理等に関する講座
- (4) 女性リーダーの能力開発等に関する講座

- (5) 情報化、システム構築に関する講座
- (6) その他物流事業に関わる講座

#### (受講定員)

第5条 受講者数は、協会の予算の範囲内とする。

#### (受講料の負担)

第6条 受講料については、受講修了事業者・協会・全ト協が、各々3分の1の割合で負担する。事業者・協会の負担額は、百円未満は切り捨てとし、全ト協の負担額は、受講料から事業者及び協会の負担額を差し引いた額とする。

<具体例>受講料35,000円の場合の割り振り  
 $35,000円 \div 3 = 11,666円 \rightarrow$ 事業者・協会負担額11,600円  
 $35,000円 - (11,600円 \times 2) =$ 全ト協負担額11,800円

#### (大学校への申込み)

第7条 受講を希望する会員事業者は、受講しようとする学校に対して、受講申込みの手続きを行うものとする。なお、同時に受講料を納入することになっている学校については、所定の受講料（全額）を直接納入する。

- 2 受講申込みをした学校から受け入れ通知があった場合に受講することができる。
- 3 受講料は、所定の額（全額）を、会員事業者が直接、当該校に納入する。

#### (受講修了後の手続き)

第8条 会員事業者は、受講者が所定期間を受講し「受講修了証書」の交付を受けたときは、速やかに当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）までにオンライン方式による申請（以下「オンライン申請」という。）を行い、助成金を請求するものとする。

- 2 前項のオンライン申請を行うときは、別に定める情報を入力するほか、次に掲げる書類を添付することとする。
  - (1) 受講修了証書の写し
  - (2) 振込金受取書等の写し
- 3 協会は、第1項に定める期間内であっても予算を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする

#### (助成金の交付)

第9条 協会は、前条の規定によるオンライン申請を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### (報告)

第10条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### (その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別

にこれを定める。

**(助成金の返還)**

第12条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、受付を行わないものとする。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成18年4月1日より実施する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成20年5月27日より実施する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(平成31年3月12日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱(令和2年3月16日)に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

# 運転経歴証明書交付手数料助成金実施要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、運転経歴証明書交付手数料助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、協会会員所属従業員に安全運転の励行を自覚させるとともに、運行管理の徹底と遵法精神の高揚等をはかることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「運転経歴証明書」とは、自動車安全運転センター（以下、「センター」という。）が発行するもので次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「運転記録証明書」とは、過去5年間、3年間又は1年間の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録について証明するものをいう。
- (2) 「無事故・無違反証明書」とは、無事故・無違反で経過した期間を証明するものをいう。

## (助成対象)

第3条 助成対象は、定款第5条第1号に規定する正会員が交付申請する運転経歴証明書であって、次に掲げるものとする。

- (1) 所属従業員の委任を受けて交付申請する運転記録証明書の交付手数料
- (2) 協会、関係官庁の行う表彰等（富山県「交通安全チャレンジ1・2・3運動」参加による助成利用は含まない）の上申に添付するため、前号に準じて交付申請する無事故・無違反証明書の交付手数料
- (3) 第1号に準じて交付申請するものであって、協会が主催するドライバーコンテストに係わる運転記録証明書、その他協会の事業を実施するにあたって特に必要と認められる運転記録証明書の交付手数料

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

## (助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、運転経歴証明書の交付手数料1通につき670円とする。

## (申込方法)

第5条 助成金の交付を希望する会員は、事前に「委任状（申請者一覧）」に必要事項を記入、捺印し、「運転記録証明書交付助成申請書」及び「無事故無違反・運転記録証明書交付申請書」を添えて、申請する日の属する会計年度の4月1日から2月28日（土日の場合はその前日）までの間に協会へ提出しなければならない。

2 協会は第1項に定める期間内であっても、予算額を超過した場合には、他の事業予算が流用できた場合のみ交付を行う、二次募集受付に切り替えて申請受付を行うものとする。

3 協会は、第1項に定める申請書類の提出があったときは、速やかに当該申請書類の内容を審査し、センターに申請書類を提出するものとする。

**(助成金の請求等)**

第6条 センターは、会員から申請のあった運転経歴証明書を発行したときは、直接会員の申請代理人に送付するとともに、協会に対し助成金を請求するものとする。

2 協会は、前項の請求があったときは、その内容を精査し、本要綱に適合すると認めた場合は、本要綱に定める助成金としてセンターに対し交付手数料を支払うものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成13年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成19年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成20年5月27日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成21年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より実施する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成23年4月1日より実施する。

2 本要綱は、平成24年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成26年4月1日より実施し、平成27年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成30年4月1日より実施し、平成31年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**（附 則）**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

一般社団法人富山県トラック協会長 殿

事業所所在地  
事業所名  
役職・氏名  
電話番号

社印  
印

### 運転経歴証明書交付助成申請書

標記のことについて、次のとおり申請をしますので助成をお願い致します。

記

1. 申請者総数

\_\_\_\_\_名

2. 申請者

別紙「委任状（申請者一覧）」の委任者名のとおり。

3. 証明書の目的と種類等

(1) 目的

会社使用 ・  協会・関係官庁の行う表彰

※いずれかを選んでレ印をつけてください。

(2) 種類等

無事故・無違反証明書

運転記録証明書 (  1年間 ・  3年間 ・  5年間)

※「無事故・無違反」「運転記録」のどちらかを選んでレ印をつけてください。(総称して「運転経歴証明書」といいます。)

また、「運転記録」の場合は、1年間・3年間・5年間のいずれかを選んでレ印をつけてください。  
(表示のない場合は5年間の証明書を交付します。)

富ト協受付印

(切り取らずに提出してください)

無事故・無違反

証明書交付申請書

運転記録

( 1年間 ・  3年間 ・  5年間)

※「無事故・無違反」「運転記録」のどちらかを選んでレ印をつけてください。(総称して「運転経歴証明書」といいます。)

また、「運転記録」の場合は、1年間・3年間・5年間のいずれかを選んでレ印をつけてください。

(表示のない場合は5年間の証明書を交付します。)

令和 年 月 日

自動車安全運転センター

富山県事務所長 殿

※分析資料等作成のため  
記入をお願いします。

(別紙委任状記載者代理人) 〒 \_\_\_\_\_

業種	_____
従業員数	_____名
車両台数(社有車)	_____台
社有車運転者数	_____名

事業所所在地  
事業所名  
役職・氏名  
電話番号

社印  
印

私は、一般社団法人富山県トラック協会の運転経歴証明書等交付助成に係る同証明書の「交付申請」及び「証明書受領」について別紙の者から委任を受けましたので、委任状（申請者一覧）を添えて証明書の交付を申請します。

なお、申請者総数は \_\_\_\_\_ 名です。

## 委任状（申請者一覧）

(代理人)

法人名

(事業所名)

令和 年 月 日

役職・氏名

私は、上記の者を代理人と定め、運転経歴(□無事故・無違反、□運転記録)証明書の交付申請手続き及び証明書受領にかかる一切の事務を委任しました。 ※「無事故・無違反」、「運転記録」のどちらかを選んでレ印をつけて下さい。

また、自動車安全運転センターが証明書の内容を交通事故防止上の統計分析資料作成に使用し提供すること、並びに代理人が証明書の内容を確認の上で交通事故防止のための資料として活用することについても同意いたします。

番号	整理番号 (記入しないでください)	免許証番号(12ケタ)	氏名	印	生年月日	性別	備考
1					大 昭 平 ・ ・	男 女	
2					大 昭 平 ・ ・	男 女	
3					大 昭 平 ・ ・	男 女	
4					大 昭 平 ・ ・	男 女	
5					大 昭 平 ・ ・	男 女	
6					大 昭 平 ・ ・	男 女	
7					大 昭 平 ・ ・	男 女	
8					大 昭 平 ・ ・	男 女	
9					大 昭 平 ・ ・	男 女	
10					大 昭 平 ・ ・	男 女	
11					大 昭 平 ・ ・	男 女	
12					大 昭 平 ・ ・	男 女	
13					大 昭 平 ・ ・	男 女	
14					大 昭 平 ・ ・	男 女	
15					大 昭 平 ・ ・	男 女	
16					大 昭 平 ・ ・	男 女	
17					大 昭 平 ・ ・	男 女	
18					大 昭 平 ・ ・	男 女	
19					大 昭 平 ・ ・	男 女	
20					大 昭 平 ・ ・	男 女	

## 働きやすい職場認証制度取得助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

### (目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）の会員が、職場環境改善に向けた取組みを「見える化」し、求職者に対して運転者への就職を促進するため、一般財団法人日本海事協会（以下、「海事協会」という。）が実施する「運転者職場環境良好度認証制度（以下、「働きやすい職場認証」という。）の新規認証または継続認証を取得する際に要する費用の一部を、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）と協力して助成することにより、人材確保に寄与することを目的とする。

### (助成対象)

第2条 助成の対象は、定款第5条第1号に規定する正会員で、原則として、令和7年4月1日以降に支払う審査料及び登録料とし、登録証書の発行年月日の属する年度の助成対象とする。ただし、令和6年度に審査料及び登録料を支払い、登録証書が令和7年2月20日以降に発行された場合は、令和6年度に助成金の交付を受けていないことを条件に、令和7年度の助成対象とする。

正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 助成金が重複して交付されることを防ぐため、富山県以外に本社のある会員は、本社営業所又は本社営業所に準ずる営業所が所在する都道府県トラック協会に対して助成金を請求するものとする。

### (助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、認証取得に要した審査料及び登録料（消費税を除く。）とし、予算の範囲内で交付する。ただし、新規認証取得又は同位認証継続のために支払った審査料及び登録料の合計が、4万円を越える場合は、4万円を上限とする。ただし、三つ星の新規認証取得又は三つ星継続認証取得の場合に限り、7万円を上限とする。

### (助成金の請求)

第4条 会員は、認証登録日から30日以内又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までに、次項に定める書類を添付して、原則として電子申請により協会に提出し、助成金を請求するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 承諾書
- (2) 審査申込書の写し

- (3) 審査料の請求書の写し及び審査料の領収書の写し
- (4) 登録料の請求書の写し及び登録料の領収書の写し
- (5) 認証機関から発行される登録証書の写し
- (6) その他必要と認める書類

第4条の2 原則として、前条の規定に基づく助成金の請求については、協会が定めた電磁的方法により行うこととする。

2 協会は、前条の規定により行われた助成金の請求等に係る次条の規定に基づく通知について、当該通知等を電磁的方法により行うこととする。ただし、電磁的方法によることができない場合は、協会が定める方法で行うものとする。

3 会員は、前2項に定める電磁的方法によることができないとき又は電磁的記録を提出できないときは、協会が定める様式による書面の提出により手続きを行うことができる。

#### (助成金の交付)

第5条 協会は、前条第1項の規定による助成金の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### (報告の義務)

第6条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

#### (助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (3) 事実と大きく異なる内容を記載した場合や書類を偽造した場合など、悪質と判断され、海事協会から認証の取り消しを受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

#### (附 則)

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月26日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

# 自動点呼機器導入促進助成金交付要綱

一般社団法人 富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、自動点呼機器導入促進にかかる助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）と協力して、輸送の安全確保の根幹を成す運行管理について、安全性の向上、労働環境の改善、人手不足の解消等に資するため、自動点呼機器及びシステム等（以下、「点呼機器等」という。）の普及促進を図ることを目的とする。

## (定 義)

第2条 この要綱における点呼機器等とは、国土交通省が認定した点呼機器とする。点呼機器等の導入費用には、機器本体のほか、部品や付属品、周辺機器、セットアップ等の費用を含めることができるものとする。

## (助成対象)

第3条 助成の対象は、中小企業基本法に定める中小事業者であって、富山県内営業所において令和7年4月1日以降新たに点呼機器等を導入する、定款第5条第1号で規定する正会員とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

2 一会員あたりの助成台数は1台（富山県内の営業所がGマーク認定を受けている会員は2台）を上限とする。

3 点呼機器等を導入する会員は、自動点呼実施予定日の10日前までに、富山運輸支局に対して「業務後自動点呼の実施に係る届出書」を提出し、受理されなければならない。

## (助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、点呼機器等の導入費用（消費税を除く。）のうち、1台あたり20万円を限度（20万円未満の場合は千円未満の端数を切り捨てた額を限度）に予算の範囲内で交付します。

ただし、国等の補助金及び助成金の合計が機器の価格を超えない範囲で実施します。

## (助成金の請求)

第5条 会員は、点呼機器等を導入したときは、届出書の受理日、利用開始日又は支払日のいずれか遅い日から30日以内又は当該助成金の交付を申請する日の属する会計年度の2月20日（土日の場合はその前日）のいずれか早い日までに、次項に定める書類を添付して、原

則として電子申請により協会に提出し、助成金を請求するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 承諾書
- (2) 点呼機器等の導入に係る契約書又はサービス利用申込書等の写し
- (3) 請求書及び領収書の写し
- (4) 管理NOまたはシリアルナンバーが記載された書類の写し
- (5) 運輸支局に提出した業務後自動点呼の実施に係る届出書の写し
- (6) 自動点呼機器及び監視カメラ等の設置状況が分かる写真
- (7) 安全性優良事業所認定書の写し
- (8) その他必要と認める書類

#### (電子申請等)

第5条の2 原則として、前条の規定に基づく助成金の請求、第7条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請については、協会が定めた電磁的方法により行うこととする。

2 協会は、前条の規定により行われた助成金の請求等に係る次条の規定に基づく通知、第7条第3項の規定に基づく承認について、当該通知等を電磁的方法により行うこととする。ただし、電磁的方法によることができない場合は、協会が定める方法で行うものとする。

3 会員は、前2項に定める電磁的方法によることができないとき又は電磁的記録を提出できないときは、協会が定める様式による書面の提出により手続きを行うことができる。

#### (助成金の交付)

第6条 協会は、前条第1項の規定による助成金の請求があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告にかかる事業の実施結果が本要綱に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

#### (財産の処分制限等)

第7条 会員は、関係法令等に従い、善良な管理者の注意をもって、導入した点呼機器等を管理しなければならない。

2 会員又は交付の対象となった点呼機器等が、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、協会は会員に対して期限を定めてその返還を求めることができる。ただし、当該点呼機器等がサービス利用開始の日から起算して1年を経過したとき以降に発生したものについてはこの限りではない。

- (1) 助成金の申請内容もしくはこれに付した条件、その他法令又はこれに基づく処分に違反したとき
- (2) 事故又は火災等により当該点呼機器等が使用できなくなったとき

(3) 会員が協会を退会又は除名されたとき

3 会員は、サービス利用開始の日から1年を経過するまでの期間は、点呼機器等を譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付若しくは担保に供し、又は点呼機器等の設置場所を富山県以外に変更してはならない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りでない。

#### (助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員事業者については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

#### (報告)

第9条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

#### (その他必要な事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

#### (附 則)

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

#### (附 則)

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

#### (附 則)

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

#### (附 則)

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月26日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

# 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱

一般社団法人富山県トラック協会

## (目 的)

第1条 この要綱は、一般社団法人富山県トラック協会（以下、「協会」という。）が行う、自家用燃料供給施設整備支援にかかる助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関して必要な事項を定め、公益社団法人全日本トラック協会（以下、「全ト協」という。）と協力して、低廉かつ安定的な燃料確保に取り組むため設置する会員事業者の経営安定に資することを目的とする。

## (助成金交付対象事業)

第2条 助成金交付対象事業は、以下のとおりとする。

富山県内の営業所に指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替（以下「増設」という。）、非常用電源等を令和7年4月1日から令和8年2月28日（土日の場合はその前日）（非常用電源等は令和8年2月20日）までに消防（市町村等又は消防組合等）による危険物取扱所等の完成検査済証の交付を受け、当該設備の支払いを完了するもの。（支払の完了には割賦販売にて対象設備を導入した場合の「割賦契約の締結及び検収」を含む）

なお、次に掲げた事業については、本助成事業の対象外とする。

- (1) 軽油専用タンクの設置を伴わない自家用燃料供給施設の新設
- (2) 転売・貸与等、自家用目的以外の用途に使用する軽油供給施設の新設
- (3) 既存の軽油専用タンクの修復及び補強
- (4) 中古品又はリースによる軽油専用タンクの新設
- (5) (新設の場合) 貯蔵する油種のうち軽油の割合が1/2未満の場合
- (6) (増設の場合) 軽油の貯蔵量が増加しない場合

## (助成金対象者)

第3条 助成対象者は、定款第5条第1号で規定する正会員（会員事業者の株式を50%超保有する持株会社を含む。但し、対象となる施設は当該持株会社傘下の会員事業者が使用するものに限る。）とする。

ただし、正会員であっても富山県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車を保有していない場合は対象としない。

- 2 同一年度内における助成金の請求は1会員1施設限りとする。
- 3 非常用電源等を除き、過去に全ト協から同事業による助成金の交付を受けた会員は対象外とする。

### **(助成金の交付額)**

第4条 前条の助成金の交付額は、軽油供給施設の新設100万円、軽油専用タンクの増設30万円、非常用電源等10万円（10万円未満は全額（消費税を除く。））を限度に予算の範囲内で交付する。

ただし、公募期間期間内に申請金額が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

### **(交付申請)**

第5条 会員は、助成金の交付を受けようとするときは、令和7年10月31日（非常用電源等は令和8年1月31日まで（土日の場合はその前日））までに「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書（様式1）」を協会に提出しなければならない。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

### **(緊急時における対応)**

第6条 非常用電源等を除く本事業の助成対象となった会員は、第5条並びに「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」第3条に基づき、交付申請時に、「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書（様式4）」を提出し、緊急時において協会及び全ト協からの要請に応じて燃料を優先的に供給するよう努めなければならない。

### **(交付決定)**

第7条 協会は、第5条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付決定を行い、「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付決定通知書（様式2）」により会員に速やかに通知する。

2 協会は前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

### **(実績報告書及び助成金の請求並びに提出期限)**

第8条 会員は自家用燃料供給施設の整備が完了したときは、速やかに、「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書（様式3）」に必要書類を添えて、令和8年3月4日（非常用電源等は令和8年2月28日まで（土日の場合はその前日））までに協会に提出し、助成金を請求するものとする。

2 前項の申請に必要な添付書類は別に定める。

### **(助成金の交付)**

第9条 協会は、前条の「自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書」の提出があったときは、速やかにその報告を審査し、その報告にかかる事業の実施結果が助成金の交付決定の内容及びそれに付した条件に適合すると認めたときは、会員に対して助成金を交付する。

### **(申請の取下げ)**

第10条 会員は交付決定後、交付を辞退するとき、又は事業の遂行が困難となったときは、速やかに「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付申請取下届出書(様式7)」を協会に、提出し、その指示を受けなければならない。

### **(財産処分の禁止)**

第11条 会員は、助成対象となった施設、設備が取得より1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保(以下「財産処分」という。)を禁止する。

2 前項について、持株会社が取得した施設、設備については、会員への貸付は妨げない。

### **(報告)**

第12条 協会は、会員に対し、本要綱の助成に関して必要な報告を求めることができる。

### **(その他必要な事項)**

第13条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別にこれを定める。

### **(助成金の返還)**

第14条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員事業者に対し交付した助成金の返還命じることができる。

- (1) 本要綱に定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2 前項の規定により返還を命じられた会員については、協会が行う助成事業すべてに係る申請は、当分の間、これを受付又は承認を行わないものとする。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成20年4月1日より実施し、平成21年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成21年4月1日より実施し、平成22年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成22年4月1日より実施し、平成23年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成23年4月1日より実施し、平成24年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より実施し、平成25年3月31日をもって廃止する。

### **(附 則)**

第1条 本要綱は、平成25年4月1日より実施し、平成26年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成27年4月1日より実施し、平成28年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成28年4月1日より実施し、平成29年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、平成29年4月1日より実施し、平成30年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、2019年4月1日より実施し、2020年3月31日をもって廃止する。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和2年4月1日より実施し、令和3年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（平成31年3月12日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和3年4月1日より実施し、令和4年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和2年3月16日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和4年4月1日より実施し、令和5年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和3年3月15日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和5年4月1日より実施し、令和6年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和4年3月14日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和6年4月1日より実施し、令和7年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和5年3月22日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

**(附 則)**

第1条 本要綱は、令和7年4月1日より実施し、令和8年3月31日をもって廃止する。

第2条 改定前の要綱（令和6年3月24日）に基づき実施した事業については、なお従前の例によるものとする。

令和 年 月 日

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

住 所  
 会 社 名  
 代表者名 印  
 法人番号 \_\_\_\_\_

## 自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書

自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱第 5 条第 1 項に基づき、助成金の交付について、下記のとおり申請いたします。

### 記

- 1 事業総経費(税抜) : \_\_\_\_\_ 円
- 2 対象事業 : 軽油供給施設新設 (      キロリットル)  
 軽油専用タンク増設 (      キロリットル →      キロリットル)  
 非常用電源等  
 ※ どちらかに○をお付け下さい。  
 新設の場合は完成後の容量(総計)をご記入ください。  
 また、増設の場合は、既存容量と完成後の容量(総計)をご記入ください。
- 3 申請金額 : \_\_\_\_\_ 円
- 4 整備完了(予定)日 : 令和    年    月    日
- 5 設置場所住所 : \_\_\_\_\_
- 6 連絡先 : 担当者名 \_\_\_\_\_ 電話番号    -    - \_\_\_\_\_
- 7 添付書類
  - (1) (購入の場合)「施設工事契約書」又は「注文書・注文請書」の写し  
 (割賦の場合)「割賦販売契約書」の写し  
 (工事契約書、注文請書等の金額内訳明細書を添付)
  - (2) 新設 : 「危険物取扱所設置許可申請書」及び「設置許可書」の写し  
 増設 : 「危険物取扱所変更許可申請書」及び「変更許可書」の写し  
 ※ 非常用電源等は不要
  - (3) 様式 4 「大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書」  
 ※ 非常用電源等は不要

令和 年 月 日

一般社団法人 富山県トラック協会長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者名 印  
電話番号 担当者名

## 自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第 8 条第 1 項に基づき助成金の交付について下記のとおり申請・請求・完成報告をいたします。なお、助成金受領後に要綱第 11 条に反した場合、助成金を全額返戻いたします。

記

1 事業総経費(税抜)： \_\_\_\_\_ 円

2 請求金額： \_\_\_\_\_ 円

3 完成検査済証発行日：令和 年 月 日

※非常用電源等の場合は不要

4 設置場所住所： \_\_\_\_\_

### 5 振込先口座

フリガナ							
口座名義							
金融機関	銀行・信用金庫・信用組合						支店
預金種別	当 座 ・ 普 通	口座番号					

### 6 添付書類

- (1) 施設整備に伴う以下の図面等写し
  - ① 危険物取扱所の全体概要図
  - ② 危険物取扱所の全体平面図（タンク容量・油種を記載したもの）
  - ③ 危険物取扱所全体の立面図
  - ④ 危険物取扱所（所在地の記載を含む）の周辺地図
- (2) 施設工事費用請求書及び明細書の写し
 

\* 申請時、工事金額の内訳明細を提出している場合で、請求金額が契約時と変更がない場合は実績報告時の明細書の添付は省略可
- (3) (購入の場合)「領収証」写し (割賦の場合)「検収後の支払明細表」写し
- (4) 危険物取扱所の完成検査済証の写し
- (5) 工事施工前、施工中、完成後の写真（施設全体が把握できるもの）
- (6) (非常用電源等の場合)「領収証」及び「取付証明書」の写し

令和 年 月 日

公益社団法人 全日本トラック協会  
会 長 坂 本 克 己 殿

一般社団法人 富山県トラック協会  
会 長 高 田 和 夫 殿

申請者住所 :

事業者又は団体名 :

代表者 : \_\_\_\_\_ 印

法人番号 : \_\_\_\_\_

## 大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書

公益社団法人全日本トラック協会が定める「自家用燃料供給施設整備支援事業助成金交付要綱」第 8 条及び「大規模災害における緊急輸送車両への燃料供給に係る要綱」第 3 条に基づき、大規模災害などの緊急時において、全日本トラック協会又は所属する都道府県トラック協会から緊急輸送車両への燃料供給を要請された場合、優先的に当該要請に応ずることを誓約します。

記

設置場所住所 : \_\_\_\_\_

以 上

## 各種助成事業添付書類一覧(令和7年度)

	請求書(写)	領収証(写)	リース契約書(写) 割賦販売契約書(写)	Gマーク認定証(写)	自動車検査記録事項(写)	その他 提出書類
AT車・AMT車導入助成	●	●	○		●	
アイドリングストップ支援機器導入助成	●	●	○		●	
安全装置等導入促進助成	●	●	○	○	●	
ドライブレコーダー機器導入助成	●	●	○		●	
可動式突入防止装置導入助成	●	●	○		●	
転落災害防止用昇降設備等導入助成	●	●	○		●	
エコタイヤ導入促進助成	●	●				
携帯型アルコール検知機器入助成	●	●	○			
健康診断受診促進助成	●	●				健康診断受診促進助成申請に係る受診明細 健康診断受診促進助成申請に係る受診者名簿
脳健診(脳ドック・脳MRI)受診促進助成	●	●				脳健診(脳ドック・脳MRI)受診申請明細書
免許等取得促進助成	●	●				取得した免許等(写) 特例教習を修了した者は修了証明(写)
ドライバー等安全教育訓練助成		●				研修参加報告書 研修修了証(写)
睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査助成		●				検査・医療機関の検査明細書(写)
血圧計導入促進助成	●	●	○			機器の保証書(写)
中小企業大学校講座受講助成		●				受講修了証(写)
運転経歴証明書交付手数料助成	別途、要綱でご確認ください					
働きやすい職場認証制度取得	●	●				審査申込書、登録証書(写)
点呼支援機器等導入促進助成	●	●		○		サービス利用申込書、管理NOの書類 自動点呼届出書(写)、設置状況が分かる書類
環境対応車導入助成	別途、要綱でご確認ください					
自家用燃料供給施設整備支援助成	別途、要綱でご確認ください					
近代化基金利子補給推薦融資	別途、要綱でご確認ください					

●：必須 ○：該当する場合

なお上記以外の書類についてもご提出をお願いすることがありますので、ご了承ください。

## 令和7年度助成金の交付（振込）について

各種助成金の交付（振込）につきましては、一部の助成金を除き、交付申請書等及び提出書類の内容について審査・受理された後、原則として「月末締め翌月10日前後」に指定口座へ振り込みます。

※ 申請受理月における、申請の締め日及び交付（振込）予定日

申請を受理した月	申請期限	交付予定日
4月～5月申請受理	5月26日（月）	6月10日（火）
6月申請受理	6月25日（水）	7月10日（木）
7月申請受理	7月25日（金）	8月8日（金）
8月申請受理	8月25日（月）	9月10日（水）
9月申請受理	9月25日（木）	10月10日（金）
10月申請受理	10月27日（月）	11月10日（月）
11月申請受理	11月25日（火）	12月10日（水）
12月申請受理	12月25日（木）	令和8年1月13日（火）
1月申請受理	令和8年1月26日（月）	2月10日（火）
2月申請受理	2月20日（金）	3月10日（火）